

令和5年度

農林水産省政策評価第三者委員会

令和5年8月2日（水）

農林水産省大臣官房

午後 1時31分 開会

○神田広報評価課長 本日はウェブ参加を予定されている委員1名がまだ接続できておりませんが、接続次第、途中で御参加いただくということで、定刻の時間がまいりましたので、ただいまから令和5年度農林水産省政策評価第三者委員会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会進行でございますが、本年6月22日付の人事異動で広報評価課長を拝命いたしました私、神田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

また、本日の会議でございますが、対面形式とウェブ形式の併用での開催としております。ウェブの方につきましては、通信状況によっては音声のみに切り替える場合がございますので、御了承いただければと存じます。

それでは、まず開会に当たりまして、松尾危機管理・政策立案総括審議官から御挨拶をさせていただきます。

○松尾政策立案総括審議官 今年の7月、この夏に前任の前島から交代いたしました危機管理・政策立案総括審議官の松尾でございます。

本日は本当に暑くて大変な中あるいは大変お忙しい中、第三者委員会ということで御参集いただきまして、心から感謝申し上げます。

農林水産省はこれまで他省庁と同じく政策評価をずっとやってきたわけでございますけれども、いろんな基本計画などをちゃんとフォローしていく、あるいは、いろんな政策を一個一個チェックしていく、という意味では非常に重要な取組だというふうに思っております。そういう意味では各委員の先生方に毎回こうやって、ちょっと分厚い資料になりますけれども、見ていただいて御意見いただけるというのは非常に有意義な機会だと思っております。

今回は水産分野が一つございます。水産基本計画の策定に伴う評価ということでございます。それから、農政と林野、こちらにつきましても通常のモニタリングあるいは測定指標の一部見直したものを先生方に御意見いただきたいということでございます。

それから、三つ目でございますけれども、昨今ウクライナの問題等々あり、食料を安定的に届けるというところで非常に支障が生じてきている中で、農林水産省におきましても、20年ぶりになるんですかね。今、食料・農業・農村基本法というのがございまして、そういったものについてよく検証し見直していこうというようなことでやっております。今、食料・農業・農村政策審議会というところで議論いただいております、中間とりまとめがやっとできました

ので、今日はその御紹介なり御説明なりさせていただきたいと思っております。

時間が掛かる会議にはなりますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

本日の会議の出席状況について御報告をいたします。

本日は政策評価第三者委員 8 名、農林水産省行政事業レビュー外部有識者 3 名の方に御出席いただくこととなっております。原委員、福島委員、三浦委員につきましては所用のため御欠席です。

また、緒方委員、竹本委員、田中委員、廣田委員、小針委員の 4 名はウェブでの御出席でございますけれども、竹本委員についてはまだ接続が確認できておりませんので、接続次第、御出席をお願いしたいと思います。

御出席の皆様のお紹介につきましては、時間の都合上、お手元の名簿で御確認を頂きたいと存じます。

カメラにつきましては、冒頭のみとしておりますので、撮影の方はここまでとさせていただきます。

また、本委員会の議事録につきましては、委員の皆様方に御確認を頂いた上で、発言者の氏名とともに後日公表することになっておりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は議事次第にもございますように、四つの議題につきまして御議論を頂くこととしております。全体の大まかな議事進行につきましては、本日の会議は16時の終了を予定しております。前半の（１）、（２）につきましてはおおむね15時頃まで議論しまして、一旦10分程度休憩を挟み、残りの議題の（３）、（４）につきまして1時間程度御議論いただければと考えておりますので、議事進行への御協力をお願いします。

それでは、議題（１）の水産行政分野につきまして議論に入りたいと思います。

水産行政分野につきましては、令和４年に策定しました水産基本計画に対応した指標、目標を昨年度定めておりますので、今年度はその達成状況について評価を行っております。本日はそれらにつきまして御意見を頂戴できればと思います。

関連する資料でございますけれども、資料２－１から資料２－５までとなります。資料２－１から資料２－３までは令和４年度の実施策の政策評価結果を記載しております。また、資料２－４におきまして、令和５年度に新たに設定した指標、また、資料２－５はそれらを含めました令和５年度実施施策に係る事前分析表という厚い資料となっております。本日は時間も

限られておりますので、資料2-1、2-2、また、2-4を中心に評価結果及び新たに設定した指標につきまして御意見を伺えればと思います。

それでは、水産庁の方から水産資源管理の着実な実施、また、水産業の成長産業化の実現、漁村の活性化の推進の評価結果等について御説明をお願いします。

○河嶋水産庁企画課長 水産庁企画課長の河嶋でございます。

本日は水産行政分野について私の方から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。まず、令和4年度実績評価の結果概要、要因分析について御説明いたします。

資料2-1、令和4年度実施施策に係る政策評価結果一覧（水産行政分野）を御覧ください。詳細な内容については、資料2-3、令和4年度実施施策に係る政策評価書を用意しておりますが、資料2-2、令和4年度実施施策に係る政策評価結果概要を中心に御説明いたします。

資料2-1にありますとおり、本年度は水産関係の政策分野である政策分野②の水産資源管理の着実な実施、分野③水産業の成長産業化の実現と分野④の漁村の活性化の推進について評価を実施することとされております。具体的には、資料2-1に記載しています46指標が評価対象となります。

それでは、順番にまず資料2-1の1ページ目の政策分野②につきまして御説明いたします。

各指標の達成状況を申しますと、整理番号1から9までになりますが、この分野は再掲を含めて12個ある測定指標全ての指標が確定しております、達成度合いA⁺の指標が1個、Aが4個、Bが6個、Cが1個となりました。分野全体の達成度合いといたしましては、③番、相当程度進展ありと判定しております。要因分析の対象は資料2-2で示しておりますが、達成度合いがCとなる整理番号6、資源管理協定への移行割合及び実績値が目標値を大幅に超過した整理番号7、特定水産動植物（あわび、なまこ、うなぎの稚魚）制度違反の検挙件数が対象となります。

まず、資源管理協定への移行割合の方ですけれども、従来、資源管理計画として行われてきました漁業者による自主的資源管理が一般の漁業法の改正によりまして資源管理協定として法律に位置づけられたことから、この移行の割合を水産資源管理の着実な実施の指標の一つとしているものです。資源管理協定は都道府県知事の認定の条件として、国の定める資源管理基本方針又は都道府県の定める都道府県資源管理方針に照らして適当なものである必要があります。現在、これらの方針を作成中の資源もありまして、一部につきましては計画から協定への移行が完了したものの、移行の作業中のものが多くあるために達成度合いが低くなっております。今後、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針の検討が進み次第、資源管理協定への移行

についても順次進んでいく予定でありまして、引き続き都道府県への指導など協定移行に必要な措置を講じることで、令和5年度中の移行完了を目指してまいりたいと考えております。

次に、特定水産動植物（あわび、なまこ、うなぎの稚魚）制度違反の検挙件数についてですが、特定水産動植物制度は令和2年12月に施行されました改正漁業法により施行された制度ですが、測定指標である特定水産動植物制度違反の検挙件数につきましては比較すべき過去のデータがございません。また、水産庁だけでなく海上保安庁、警察、都道府県水産部局などの各取締機関によって取締りが行われるものであること、また、新たに創設された制度であって、水産庁としても今後の動向を見ていく必要があることなどから、当初は各年度10件という目標を仮置きとして設定したところです。

今般、令和3年分の実績が把握できまして、令和3年1月から12月までの検挙件数は272件となりました。それで、令和5年度以降の目標値につきましては、基準年度は令和3年度、基準値は令和3年の実績を踏まえて272件にそれぞれ見直すこととしています。今回の令和4年度実施施策に係る政策評価書におきましては、令和4年度実績値の把握が令和6年3月下旬となることから、前年度である令和3年度の実績値272件を使用するとともに、対象年度を合わせるために目標値につきましても令和3年の10件を使用しています。その結果、達成度合いが2,720%ということでA⁺というふうになっています。

続きまして、資料2-1の1ページ目の政策分野③、水産業の成長産業化の実現につきまして御説明いたします。

各指標の達成状況を申しますと、整理番号10から25までになりますが、この分野は再掲を含めまして20個ある測定指標のうち19個の指標が確定しており、達成度合いAの指標が9個、Bが10個、また、データのそろっていないものが1個というふうになっています。このように全体のうち半数を超える指標で達成度合いが判定できておりますので、現段階ではこの分野の目標の達成度合い、全体の話ですけれども、暫定的に③の相当程度進展ありと判定しているところであります。要因分析の対象となる指標はございませんでした。

最後に、資料2-1の2ページ目の政策分野④です。整理番号26から46までですけれども、この分野は再掲を含めまして24個ある測定指標のうち17個の指標が確定しており、達成度合いAの指標が11個、Bが5個、Cが1個、データのそろっていないものが7個となっております。このように全体のうち半数を超える指標で達成度合いが判定できておりますので、現段階ではこの分野の目標の達成度合い、全体の話ですけれども、暫定的に③番の相当程度進展ありと判定しているところでございます。

要因分析の対象につきましては、資料2-2で示しておりますけれども、達成度合いがCとなる整理番号27、漁港における新たな海業等の取組数が対象となります。漁港における新たな海業等の取組数につきましては、令和4年度に閣議決定いたしました漁港漁場整備長期計画におきまして、海業という新たな概念を定義しまして、その取組を5年間で新たに500件展開するとしたものです。年度ごとの目標値100件ですけれども、単純平均した数値を目安の値として設定したものです。今回の測定は初年度ですので、その新しい概念の浸透が必要であることに加えまして、まずは取組に向けた協議や企画を進めている地区が多くございまして、目標値と実績値に差異が生じたものというふうと考えております。

今後の対応につきましては、関係省庁との連携による支援事業などの充実あるいはモデル地区の取組の推進、それから、横展開などによって地方への普及を進めていきたいと考えております。また、令和6年度には漁港での海業振興に向けた改正漁港漁場整備法が施行されるなど、取組に関わる制度が整ってまいります。このため、本年度には更なる取組が行われることが期待できて、実績値も着実に向上していくものというふうと考えております。

令和4年度の評価結果につきましては、以上です。

続きまして、令和5年度の目標についてです。各指標の詳細な目標設定は資料2-5で示しておりますけれども、資料2-4を中心に御説明いたします。

今回、政策分野②で1個測定指標の見直しをさせていただきたいものがありまして、測定指標は特定水産動植物制度違反の検挙件数となります。先ほど評価のところの説明したとおり、令和3年分の実績が把握できましたので、基準年度を令和3年度、基準値を272件にそれぞれ見直すこととしました。なお、年度ごとの目標値につきましては、検挙件数は各取締機関の取締活動に由来するものであるほか、法改正による厳罰化で密漁への抑止力を高め、取締活動の実施を通じて先々を検証していくことが望ましいというふうと考えておりますので、対前年減又は同数というふうにしています。引き続き水産基本計画、漁港漁場整備長期計画などに基づいた目標に向け施策を実施してまいります。

ごく簡単ではありますが、目標につきましては以上のとおりです。

以上が水産行政分野における御説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと存じます。本議題についての質疑応答は20分程度を目安にお願いできればと思います。また、先ほどの説明の中で個別に説明が行われなかった測定指標等につきましても、関係の課が出席しております。これらに関する御意

見、御質問がございましたら併せて御発言をお願いします。また、ウェブ参加の委員におかれましては、御発言の際はウェブ上で挙手ボタンを押していただければ、私の方から指名させていただきますので、それから御発言をお願いします。

それでは、まずは会場に御出席いただいている委員からの御発言をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

智田委員、お願いします。

○智田委員 ありがとうございます。

政策分野②の水産資源管理の着実な実施のところの資源管理協定への移行割合についてなんですけれども、達成度合いが6%でCになったという点について、全体として移行の準備段階だという要因を上げられていましたけれども、この資源管理目標の設定とか自主的な資源管理水準のバージョンアップの支援とか、本年度予算でも組まれた移行を完了させるための指導事業、これの進捗度合いはどのようなふうになっていますでしょうか。

○加納水産庁管理調整課長補佐 担当しております管理調整課の加納と申します。

委員に頂いた予算事業というのもあるんですけれども、今の移行が進んでいない要因になっておりますのが、国の基本方針であるとか都道府県の資源管理方針であるとか、そういったものが定まっていないので、そこにぶら下がってくる協定が締結できていないという状況でございますので、予算の状況というか、都道府県の行政の方に対して今一生懸命方針の方を早く作るようにというふうに指導しておりますので、事業は事業で粛々とやっておるんですけれども、どちらかという、行政の動きがちょっと鈍いのが原因なのかなというふうに考えているところでございます。

○智田委員 ありがとうございます。

あと、政策分野④の漁村の活性化の推進のところの、漁港での新たな海業の取組数なんですけれども、達成度合いが30%ということで、要因については先行事例の横展開の中、ちょっとこの浸透に時間が掛かっていることとか、あと、民間事業者の方が参加しやすい環境づくりを目指した法改正の前だったという分析を聞かせていただきました。海業は水産業だけではなくて、海とか景観とか文化とか地域資源をフル活用して展開する経済活動で、正に今コロナ禍から経済社会活動が正常化して、人の往来が活発になるなか、普及に向けて正念場になってきていると思います。

前回、様々な人材が活躍できる生活基盤をどのようなふうに充実させていく計画なのかというのをお尋ねしたところ漁業集落排水施設とか集落道とか、それから、情報通信基盤などの整備

を推進して、地元市町村などによる漁業後継者の育成とか定住促進などとの連携を推進するというお話でした。そうした取組が今具体的にどういうふうに進んできているかを伺いたいのと、あと、今後海業コンシェルジュの設置とか先行事例づくりのための振興モデル地区、これはさつきもおっしゃっていましたが、これの選定の進展具合がこの事業の成否に大きく影響してくるというふうに思うので、こういう分野に具体的な目標を設定してみてもいいのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○粕谷水産庁計画課長補佐 御質問ありがとうございます。水産庁計画課の方からお答えさせていただきます。

まず、一つ目の漁村における人々の生活や多様な人たちが生活しやすい場面にしていくといったところでございますけれども、ちょっと具体的なお話でなくて恐縮なんですけれども、やはり生活環境として都市部に比べて遅れている部分というのをまず何とかしなきゃいけないというところで、下水普及率が非常に低い漁村なんかではそういった集落排水等の施設というのが非常に重要になってきます。やはりトイレが普及されていなければ女性もなかなかそこに住みづらいつつあるところがありますので、そういったところは着実に進めていく必要があるということを進めてございます。

そのほか、漁業を行う上での対策として、例えば作業を太陽の日射が直接当たるような場所で働くとなると非常につらいですし、また、北の方ですと、雪ですとか風等で寒いといった部分がありますので、そういった対策として例えば岸壁に屋根を付けたりして作業が楽になるといったことも非常に喜ばれておりますので、そういったちょっと地味ではありますが、着実に環境が改善される取組については順次進めているところでございます。

二つ目の御質問ですけれども、海業の取組を進める取組に関してでございますけれども、ちょっと御質問の趣旨と違うかもしれませんが、海業支援パッケージとしまして最初に公表しましたのが令和4年12月に取組というのをまとめて公表してございます。こちらは水産庁の事業のみならず、海業の取組をする上で参考になる又は関連する事業の補助金として使えるものを全省庁から聞きながら取りまとめて、ホームページに公表しているものでございます。ちょっと分量が非常に多いので、なかなか印刷等はしてきていないんですけれども、ホームページに載せてございます。また、令和5年度に関しましても、その更新したものを今年の6月7日に更新して公表してございます。

また、海業コンシェルジュといたしまして、海業の取組をする上でどういったことを進めたらいいかわからない、どこに質問していいかわからないというところの質問を一括して受けると

いう形で海業コンシェルジュというものを水産庁の中に設けておまして、そこで御質問を頂きながら、例えば使える支援というのはこういうのがあるということをお紹介したりですか、又は調整先としてこういったところを調整するのを最初にされるとうまくいきやすいですよといったアドバイスのものをさせていただくということを進めているところでございます。

以上で御質問のお答えになっていますでしょうか。

○智田委員 具体的に何か目標を設けてもいいんじゃないかということをお申し上げました。成功している事例を大切に育てていくことが大事だと思います。

○神田広報評価課長 南島委員、お願いします。

○南島委員 御説明ありがとうございます。

それでは、整理番号6番と7番についてお伺いしたいというふうに思いますけれども、6番の資源管理協定への移行の割合の話ですが、都道府県等がちゃんと動いていただけていないというふうなお話もあったように思いますし、法制度なんかの準備状況もあってこういう状況になっているというお話もあったかと思っておりますけれども、だから去年ですか、これはできなかったお話ですよ。もともと、ということではないのでしょうか。

○加納水産庁管理調整課長補佐 できなかったというのが、どういう意味でしょうか。

○南島委員 もともと目標値100というのは、最初からこの年度では達成できないということですよ。

令和4年度に100に持っていく予定だったのでしょうか。

○加納水産庁管理調整課長補佐 もともと、5年度までに達成する、というのが目標でございます。

○南島委員 そうですよ。そうすると、4年度の目標100というのがちょっと数字としてはおかしいという理解の仕方をおいた方がいいんですか。これ令和4年度も100と置かないといけなかったのでしょうか。

○加納水産庁管理調整課長補佐 すみません、ありがとうございます。おっしゃっていただいているとおりでして、資料2-3の政策分野②の3ページ目の最後の備考欄のところでございますけれども、各年度の目標値は目標年度のものを仮置きしているというところで書いてございまして、すなわち、申し上げたとおりなんですが、5年度までに100%を達成するというのが目標でございまして、この4年度のところに100と書いてあるのは仮置きの書き方であるだけという理解をしていただければと。

○南島委員 仮置きでそこまでは多分読み取れないと思うので書かれる場合にはある程度御説

明いただいた方がいいと思います。おかしいことをしているわけじゃないわけですが、数字が独り歩きはしますので、そこはなるべく次回からは丁寧に御説明いただいた方がいいかなと思います。それはそれでよろしいかと思います。

数字がおかしいのは7番もそうなんですけれども、7番の方は数字の目標値が10というのは、現状の実績272あるので、これは到底行くわけじゃないわけですね。だからこの数字の読み方をちょっと我々は教えていただかないとこの数字が独り歩きしてそのまま受け止めてしまうと勘違いをする。目標はそこで判定もついているというところもそうなので、そこをもう少し御丁寧に御説明いただく必要があったのではないかなと思います。これは様式上仕方がないことだったのでしょうか。

○木村水産庁管理調整課長補佐 御質問ありがとうございます。管理調整課の木村でございます。

この制度は特定水産動植物制度といいまして、先般の漁業法の改正は平成30年ですけれども、それが令和2年12月に施行されました。具体的に申しますと、あわびとなまことうなぎの稚魚につきまして、基本的には獲ってはいけないというような制度を置かせていただきました。これについて新たな水産基本計画にも盛り込まれたことから、目標値に何を置くかというようなことで昨年度は作業をさせていただいたところでございます。

企画課長の方から御説明しましたけれども、どうしても新しい制度なものですから、なかなか基準がなかったということで、年度ごとの検挙件数の目標をまず10件ということで仮置きさせていただきまして、施行されてからようやく1年がたち、結果が出たというのが今回御報告させていただいた内容でございます。その結果が272件、目標を仮で10件として置いたけれども、より多く各取締機関が検挙をしたというのが今回の御報告でございます。

確かにちょっと最初の10件とかけ離れていたというところは当方も反省すべき点ですけれども、272件という実績の数字が出てまいりましたので、今回目標の見直しをさせていただき、基準を272件というところに今年度より置かせていただきまして、引き続き来年度以降、その数字をフォローしていくという形でさせていただけたらというふうに考えております。

○南島委員 ありがとうございます。質問は、これは様式上やむを得なかったのかということなので、究極の目標が10件というのであればまだ分かりますが。

○木村水産庁管理調整課長補佐 ありがとうございます。こちらの10件というのも今回のタイミングで、この後の年度も含めて見直しをさせていただきたいと思います。

○南島委員 当初は分からなかったということですか。本当に分からなかった、それであれば

仕方がないかなと思いますが。

○木村水産庁管理調整課長補佐 おっしゃるとおりです。

○南島委員 分かりました。

さらに、達成度合いが2,720%というふうに書かれているんですね。これも数字の見方としておかしいんじゃないかと思うのですけれども。検挙はなければならない方が本来はいいわけですよ。100%を超えているというのはものすごく達成しているという数字に見えてしまうのですが。結局、新しい漁業法の下でのいろんな取組は数字で勝負されているところも多いので、数字は大事に扱っていただいた方がいいかと思います。誤解がないようにしていただいた方がいいと思いますし、この2,720%というのは多分見方が違うと思います。10を切らないといけないという話だと思いますので、そこも含めて再度数字は大事にさせていただければということコメントを申し上げたいと思います。

○木村水産庁管理調整課長補佐 ありがとうございます。

今後に生かしてまいりたいと思いますし、おっしゃるとおり減らしていくということが非常に大事なことだと思います。今回272件という実績が出てまいりましたので、今後これをしっかり減らしていけるように取締活動もしっかりやっていきたいですし、また、密漁の違反というのは漁業者による違反と、あと、漁業者ではない人の違反、いわゆるレジャーの方ですとか組織的に密漁をする人たちもいます。一般の方に対してはしっかり普及啓発をして密漁をしては駄目なんだということをお分かっていただく必要がありますし、組織的な密漁団につきましてはしっかり取り締まって撲滅を図っていくと。そういったところをしっかりとっていくことによって、件数として減らしていけるように努力してまいりたいと思います。

○神田広報評価課長 ほかに会場の委員の皆様、御発言あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

室屋委員、お願いします。

○室屋委員 先ほどの海業についてちょっと教えていただきたいのです。これが令和4年からスタートしたということですが、まだまだ周知徹底には時間が掛かるということが多かったということなんですけれども、一方で、広い意味で農山漁村の資源を使って、付加価値で所得の向上を図る取組として6次産業化とか農村・漁村発イノベーションとか浜プランに基づく地域活性化とか、様々なかなか近いものがたくさんあって、なかなか現場としてそういうものをうまく消化していくとか、考えていくというのは難しいということもあるのではないかと思います。達成できなかった一つの背景として、やや荷もたれ感と言ったら失礼

ですけれども、そういう現場の反応があるということはありますでしょうか。

○粕谷水産庁計画課長補佐 計画課の粕谷といいます。

御質問の御趣旨ですけれども、海業の取組と言いつつも類似の取組がたくさんある中で、今回件数に反映されていない何か理由があるんじゃないかといったことでしょうか。

○室屋委員 件数というか、現場の受け止めがまだまだちょっとたくさんあり過ぎて重複感を含めたので、反応がいま一つ多くないとか、そういう部分というのはあるように想像するんですけれども、いかがでしょうか。

○粕谷水産庁計画課長補佐 私の聞いている限りですと、これまでの取組との重複感によって、またこんなのをやらなきゃいけないのかという反応は余りといいますか、ほとんど聞かれておりません。むしろ今回の取組というのが漁港における新たな海業の取組ということで、漁港でない取組というのはこれまでもたくさんやられていたものの中で、漁港を使って、また、漁港の区域のところで行うといったところで、これまでされていたものというのがカウントされない、新たな取組というところで、一から作っていくのに時間が掛かるといったことで件数が伸びなかったところではないかなと考えておまして、これまでの取組を更にしなきゃいけないのかという否定的な反応は地域から聞こえてきていないと感じております。

○室屋委員 そういふことでしたら、分かりました。従来の漁協さんとか漁業者というよりも、その事業の主体というのはどういうところが主体になることが多いのでしょうか。

○粕谷水産庁計画課長補佐 目指しているところという意味でしょうか。

○室屋委員 事業主体です。海業の主体となるのは、今までとはちょっと違う方がターゲットとして主体となるというふうに質問したのですが、その辺りは特定の主体とかというものを想定したところがありますでしょうか。

○粕谷水産庁計画課長補佐 これまでの取組としましては、やはり漁港の中ですと、漁協以外の方というのが簡単に使えるような状況でなかったというのがまずありましたので、これまで漁港を使ってといった話の中には漁協さんとか行政以外の人たちがそもそも入ってきにくい環境があったというのはございます。一方、今回の指標に出させていただいている海業にしましては、主体者というのは誰かということ特定しておりませんで、民間の方でも企業の方でも、また、漁協さんなり地域活動をしているNPOの方でも様々な方が入っていただいて、取組をしていただきたいといったことで進めているものでございます。

○室屋委員 分かりました。そうすると、ちょっと従来の漁村政策とはリーチするところが違ってくるというところがこれからの一つのポイントになってくるということいいんでしょう

か。

○粕谷水産庁計画課長補佐 おっしゃるとおりで、もともと行われていた漁協さんの取組を排除するものではないので、漁協さんの取組ですとか漁業者さんの取組は引き続きやっていたらいいんですけども、それに加えたほかの外から来る方というのも排除するものではないということで、いろんな方に参加していただきたいという制度でございます。

○室屋委員 そちら辺のところは、どういうふうにもう一度ウイングを広げて周知を図っていくかということがこれから重要になってくるのではないかと思います。どうもありがとうございました。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

ウェブ参加いただいております小針委員からも挙手がございますので、小針委員、御発言をお願いします。

○小針委員 御説明ありがとうございました。

資料2-3の22-2です。漁業生産量ですけども、二つありまして、一つは私の理解不足なのかもしれないですけども、これから資源管理をしていかななくてはいけないということが片やあって、それをやりながら魚を獲るというときに、目標としては数字がずっと右上がりになっていくというのが、何となく違和感があるのですが、そこは整合性が取れているのか教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、今回の評価を見ていくと、取組でやっているというものに関してはAの評価が多いと思うんですけども、実際の漁獲量であるとか、あと、輸出の量だとか漁業所得という実績の数字になっていくと、なかなかその評価が低くなってしまいうのが今の漁業の厳しさを映し出しているというところではあると思うんですが、目標として現実的な数字なのか、そこをもう少し見直す必要があるのか、どのようにお考えなのか教えていただきたいなと思います。

以上です。

○加納水産庁管理調整課長補佐 ありがとうございます。

資源管理の方の一つ目の方の質問でございますけれども、おっしゃっていただいているとおりだと思います。資源管理をすることで、特に新しい漁業法では数量管理が基本になってございますので、量に制限を設けるといえることが出てくるのかなど。他方で、新しい漁業法を改正した理由の一つとして、これまでずっと、じり貧というか、沿岸漁業は資源が悪くなってきて漁獲量が右肩下がりになってきた部分があるというふうにも思っておりまして、資源管理をしつ

かりすることで、獲れる量を、MSYという最大持続生産量というものを目指して頑張るとい
うことなんですけれども、その目指すべきMSYという数字はもうちょっと高いところにある
ということで、これは魚種によって変わってきてございますけれども、そこを目指してまいり
ますので、徐々に、長いスパンで漁獲量が増え、令和12年までには444万トンぐらいまでを
目指しているというふうに考えてございます。

なので、ここについては、先ほどの数字の書き方が独り歩きするというお話がございました
けれども、便宜的に、この444万トンに向かって直線になるように年度ごとに数字を書いてご
ざいますけれども、実際には、直線的に上がるというよりは違った動き方をしながら444万
トンを目指していくということだと理解しております。

○河嶋水産庁企画課長 企画課長の河嶋です。

二つ目の質問はなかなか難しいんですけれども、達成度がどうしても厳しい目標が多いとい
う話ですけれども、水産分野は水産基本計画や漁港漁場整備長期計画のような長期の計画に基
づいて目標を立てており、それが高めな目標だったり、資源管理でいえば444万トンという高
い目標になったりしていますが、昨年決めた目標に基づいてやっており、すぐに見直しとい
うのはなかなか難しいんですけれども、今頂いた意見も踏まえて、今後参考に検討してまいり
たいと思っています。

以上です。

○小針委員 ありがとうございます。

やはり、資源管理と生産量の話は、さっきお話があったように資源管理ができることで漁獲
可能量が増えてという好循環のサイクルになればすごくいいと思うんですけれども、そこまで
行くのにもやはりまだ時間が必要だろうなということも含めて、少しももとの基本計画でそ
ういう数字があるということ自体は承知しているんですけれども、進捗を見る上ではバランス
を少し考えた方がいいかなと思う部分もありますので、よろしく願いいたします。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

ほかに会場の委員、ウェブ参加の委員、御発言ございますでしょうか。

廣田委員から挙手がございますので、御発言をお願いします。

○廣田委員 御説明ありがとうございます。全国消団連の廣田と申します。

すみません、初参加なものですから、ちょっと初歩的な質問になるかもしれなくて恐縮なん
ですが、漁村の活性化の推進のところ漁港における新たな海業等の取組数という評価、達成
度合いCになっている部分なんですけれども、この漁業と海業、新たな取組とあります海業の

違いというか、もう少し具体的に教えていただきたいなということと、令和5年度、令和6年度のところでは、更なる取組で実績値が向上するものと考えているという分析がされているんですけども、少し具体的に聞きたいなと思いました。

例えば漁村での地域活性につながるようなリタイア人材ですとか高齢の方、移住者の方の活用も含めた取組なんかを見越した実績値の向上というところを踏まえての分析になっているのでしょうか。そのようなことを少しお伺いしたいと思いました。よろしく願いいたします。

以上です。

○粕谷水産庁計画課長補佐 水産庁計画課です。

御質問のあったところは、「うみぎょう」という読み方で進めているんですけども、海業のお話についてちょっと御説明させていただきたいと思います。

一般の漁業と海業との違いなんですけれども、漁業は漁業法に基づくような漁業者が行う取組です。水産物を獲る又は養殖する等の取組でございますけれども、海業というものは、もともと定義のあるものではございませんで、昨年新たに漁港漁場整備長期計画という計画を作った際に、地域の水産業を進める上で地域を活性化させるような水産業の周辺で行われる地域資源を使った取組というところで定義しておりまして、漁村ですとか漁港周辺のところで漁業以外で地域の資源を使って行われる取組といったふうに御理解いただければと思います。

そこで、水産庁が取組を進めている理由なんですけれども、やはり地域で水産物の消費が低迷している中で、なかなか水産物に関わる機会がないというところがございますので、そういったところを現地に来ていただいて魚に触れていただく又は体験していただくことで、魚を食べてみようかなというふうに思ってもらえる活動というのが趣旨として、水産庁として推し進めている理由となっているものでございます。ですので、漁業ではない漁業周辺で行われる水産業のためになる活動といったふうに御理解いただければと思います。

ちょっと御質問の趣旨に合っているか自信がございませんけれども、二つ目の御質問ですけども、今後の目標、今後達成が進められるであろうというふうに考えている理由というところでございますけれども、やはり現場としては海業の取組というのは非常に前向きにといえますか、期待を持たれて受け止められているというのが私どもが感じているものでございまして、地域で水産物が売れるようにする取組ということなので、正に地域にメリットがあるといったところなので、むしろ地域としてどんどん進めていきたいと。なので、そのためにどうやって進めていくかというのをちょっと支援してもらいたいといったふうに地域からの声があるというふうに我々は受け止めております。

御質問のあった人材ですとか移住者、そういった方々にとってどうなのかといった御質問ですけれども、やはり漁港を使っていたら、そこでの活動を進めていく上では、相当の方に来てもらって、一緒になって地域を盛り上げていくといったことができるようにすることが重要だと思っていますので、そういった方、人材や移住者の方が過ごしやすいようにするというハード整備も含めて一緒に支援していきたいというふうに思っているところでございます。

○廣田委員 ありがとうございます。「かいぎょう」と言ってしまいました。海業でした。ありがとうございます。取組が進むことを期待しています。

○神田広報評価課長 続きまして、ウェブ参加の緒方委員からも挙手がございますので、御発言をお願いします。

○緒方委員 どうも新参者の緒方で、先ほどの廣田委員と同じくなんですけれども、とんちんかな質問というか発言をしてしまうかもしれませんが、申し訳ございませんが、御容赦いただければと思います。

大きく分けて二つあります。一つは数値についてです。先ほど来、ほかの委員の方からも指摘がありましたけれども、資料2-1の政策分野②の水産資源管理の着実な実施の整理番号7番のところですか。A¹が付いていて、2,720%という数字が付いた10件の問題と、それから、先ほどの海業の問題です。海業の方は、数値は御質問のやり取りの中で挙げられていませんでしたけれども、最終目標値として500件というのが設定されていて、それが今年100で、200、300、400というふうに増やしていくというような御説明が資料2-3の24-2のところになされていたかと思えます。問題はこの数字のリアリティーのなさというんでしょうか、それが非常に気になりました。

確かに例えば資料2-3の22-7の方ですか、特定水産動植物制度違反の検挙の数について10件が272件という話ですけれども、この特定水産動植物というのは令和2年にこの種の法制化がされたということのようで、それ以前は漁業法上の漁業権魚種であったりあるいは特別採捕の対象の水産資源であったりというふうなところがずっと長く続いていたかと思えます。私が今いる高知県でもうなぎの稚魚の取締りなんかは何十年も前からずっと報道がなされていますし、あわびやなまこについても様々な報道等がなされているので、それなりに数値というものはあるんじゃないかなと思います。もちろん特定水産動植物としての数値というのは当然ないんでしょうけれども、参考数値が恐らくあるんじゃないかなと思いますので、その辺りも政策の評価の段階で見るとはならないのかもしれませんが、御参考までに示していただければというふうに思いました。

一方、海業の方です。500件という海業の目標値ですけれども、こちらも全国の漁業集落が一体どれぐらいあるのかとか、港の数がどれぐらいあるのかとか、津々浦々という言葉がありますけれども、高知県でいえば漁港の数は100弱というふうに私は理解していますけれども、それにしても100はあるということで、47都道府県に広めていくと物すごい数になるんじゃないかなと思います。漁業就業人口というか漁業就業者数については、農林水産省の統計のページを拝見しますと、2013年には18万1,000人だったと。それが2022年には12万3,000人だということで、漁村に住んでいるか、そうじゃないのかもしれませんが、それぐらいの関係者がおられるということで、集落の数あるいは港の数から全体としても漁村あるいは漁業集落とか、そういうものの数というのがもう少しリアルに分かってくるんじゃないかなというふうに思います。

なぜそういう指摘をするのかというと、かつて農林水産省は自前で盛んに調査を実施していたかと思います。それから、平成に入ってから委託調査という形で様々な実態調査をしてきたんだろうと思います。それに加えて例えば農協だとかあるいは農業委員会だとか、農業関連でいえばそういった各種委員会がありますよね。水産業なんかだったら海区調整委員会とかになるかもしれませんが、あるいは漁協なんかもそうですよね。そういう関連機関がリアルな数字というのを恐らく知っているんじゃないかなと思います。それを何とかこの委員会に取り込むというか、政策の策定段階あるいは評価の段階に取り込んでやっていただければというふうに思います。無理なのかもしれませんが、そういうふうにしていけばいいんじゃないかなということですし、農林水産省としても手足が足りないとリアルな数字が出てこないもので、何とかそのための予算を獲得するとか、そのようなことが提案できるのかなというふうに思いました。

それから、もう一つは資料2-1の1ページのこれはもう本当に純粋に質問というか、新参者ゆえの無知な質問で申し訳ないんですけども、政策分野評価のところでは3項目とも③相当程度進展ありということになっていて、相当程度進展があるのはよく分かるんですが、これが一体評価全体の中のどういう位置づけなのか。いい方なのか悪い方なのかもちよつとにわかには私には分からないので、この辺りの評価の体系みたいなことを教えていただければと思いますし、先ほど小針さんから発言がありましたけれども、AとかBとかCとかというふうに順位付けされているように見えるけれども、必ずしもAがいい評価とは限らない、Cが悪い評価とは限らないということもありますし、それから、取締役の部分でたくさん取り締まればいいのかというところもそうでもないといったことがありますよね。その辺りで評価の結果と

してのAとか③とかという記号の意味ですよね。この意味づけをもう少し明確にさせていただけたら分かりやすいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○河嶋水産庁企画課長 水産庁企画課長の河嶋です。

まず、1点目の目標値についてもっとリアルな数値ということで、昨年設定したときの目標値がなかなかつかみの数字で設定していて、実際の実績とかなり乖離しているということで、今後にはなりますけれども、目標の立て方についてはいろいろもう少し精緻に根拠を考えながら設定できるようにしていきたいと思います。

それから、評価の相当程度進展ありとかAとかアルファベットの話ですけれども、これは一応ガイドラインでは、3番の相当程度進展ありというのは目標超過達成とか目標達成とか、そういう5段階の区分の中の三つ目ということにはなりますけれども、先ほど来言われているような、要は検挙であれば少ない方がいいのに2,720%は何だとか、そういうことにつきまして、最初の1個目の質問の目標値の立て方も含めて今後の課題だというふうに十分重く受け止めて、御意見を参考にしながら、今日ほかの委員からも出た御意見も参考にしながら今後見直しなりしていきたいと思います。

以上です。

○神田広報評価課長 若干補足させていただきますと、それぞれの評価指標ごとのA⁺とかA、B、C、それから、それぞれの達成度合いを踏まえた全体の評価につきましては、本日お配りしている資料の参考3に1枚資料がございます。評価書の留意事項ということで、それぞれの達成度合いの判定については、項目ごとに共通になっていますけれども、150%を超える場合がA⁺で、達成度合いが50%未満はCとか、あとはそれぞれの測定指標を総合してどういうふうに評価をするかについては、2のところでございますけれども、①から⑤の5段階での評価をするというのが今の体系でございます。

よろしいでしょうか。

そのほか、委員の御発言がございましたらお願いします。

古賀委員、お願いします。

○古賀委員 質問というよりも意見です。先ほどから同じ話にはなってくるんですが、目標値が仮置きであるということで、よく政策を運営するときにEBPMという根拠に基づくという話があるわけですが、そうしたら、具体的な数字の下にある程度の根拠を持って目標値というのが定められたら先ほどの政策分野②の水産資源管理の着実な実施の整理番号7番のところに

あるような2,720%みたいな、こういう数字にはならないんじゃないかなと思ったというところが一つです。

それから、海業のところなんですけれども、私は長崎から来ております税理士で、結局長崎というところが農業あり、林業あり、水産業ありというフル装備のところではあるわけですが、そのときに全国的に言われていることではあります、今人材の有効活用、労働力が不足しているということで、半農半エックスマイみたいな言葉があったりして、漁業をしている人が農業もするとかという話があるんですね。そうしましたら海業の測定、この実績値を出すときの測定で漁村というのが全国でも全てあるかといったら決してそういうわけではないと思うんですね。それで、重点地域もあるようで、もう少し実績値を出すに当たってちょっと具体化したような、そして、もしかしたら漁業だけ、海業だけ、単独で漁村だけというようなこと等々でもなくて、結局水産業、林業、農業といいますか、そこも全て検討したところでの海業の実績値の定め方もある面ではあるのかなと。

それで、私がこういう目標があって実績値を出すときに、特にここにきて気にしているところは、ここ3年間コロナで想定外の動きがあったといいますか、その後の結局目標値をもう一度改めて見直す部分が各分野で出てきているかもしれないとも思うんです。それで、なかなか現場でもといいますか、農林水産省の方でも人手が足りない中でこういう目標値を定めて実績値に当たる、それをより具体的な根拠のある数字で整えていくことはなかなか大変であろうかと思いますが、今後、目標値の再検討の部分でもう一度御検討いただけましたら、先ほどの評価で相当程度進展ありとかというような評価があって、具体的根拠に基づいて納得のいく数字が整っていくんじゃないかなと思いました。

以上です。

○河嶋水産庁企画課長 水産庁企画課長、河嶋です。

ありがとうございます。もう今日は多くの委員から言われたとおりで、今日の頂いた意見を受け止めて今後に生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

○神田広報評価課長 広報評価課からも若干補足いたします。最初に基本計画を作ったときに目標を立てますけれども、必ずしもその時点で数値目標を数字として捉え切れないものについては、最初はPという形で設定して、何年頃に改めて設定するというやり方も実施をしているところです。今日実際に後でそういう分野も出てきますので、今後は無理な数字をあえて設定するよりも、より合理性のある目標値の設定ということを心がけていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、水産分野については大体よろしいでしょうか。

では、以上で一つ目の議題についての議論を終了させていただきます。

説明者の入替えをさせていただきますので、少しお待ちいただければと思います。

(説明者入替え)

○神田広報評価課長 よろしいでしょうか。

すみません、水産の議論が活発過ぎて時間をかなり消費してしまいましたけれども、それでは、二つ目の議題、農政分野、林政分野の令和5年度事前分析表についての議論に移らせていただきます。

関連する資料でございますが、資料3の方が農政分野、資料4が林政分野でございます、それぞれ資料3-1、4-1が新たに令和5年度に設定なり見直しをした指標でございます。また、資料3-2、4-2につきましては、令和4年度モニタリング結果を含めた事前分析表でございます。

それでは、まず農政分野について議論した上で、また説明者を入れ替えて林政分野についての議論をお願いしたいと考えております。

それでは、早速ですけれども、農政分野についての御説明を関係局からお願いします。

○天野経営局総務課長 それでは、まず最初に経営局総務課長の天野と申しますけれども、私の方から始めさせていただきます。

資料3-1を御覧ください。

政策分野⑥の担い手の育成・確保等と農業経営の安定化の見直し指標について御説明をさせていただきます。

経営局関係は、1番、2番のところでございます、まず1番目、2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用ができていない担い手の割合ということ、それから、もう一つが二つ目でございます、収入保険の加入経営体数ということになってございます。

資料として1枚お開きいただいて3ページを御覧いただきたいと思います。

ちょっと細かいものになりますけれども、まず最初の2025年までに農業支援サービスの利用を希望する担い手のうち、実際に利用ができていない担い手の割合についての表がございまして、この中の2段書きになっている下の方の前年度までの測定指標と書いてある方です。Pがずっと並んでございますけれども、一番右側の下の方に目標値の設定の根拠と書いてある部分がございます。

そちらの方を御覧いただきますと、当初は令和3年度に実施したアンケート調査によりまして、実績を把握いたしまして、令和4年度に目標値を設定するという予定にしておりました。ところが、結果的にこのアンケートの聴取する仕方がちょっとうまくないということございまして、より実態を正確に把握するために調査設計を変更いたしまして、再調査をいたしました。そのことによりまして、令和4年度に実施した調査結果で4年度後半に目標値を設定することとしたということです。

この農業支援サービスですけれども、具体的にどんなものなのかというと、例えばドローンの農薬散布ですとか、あるいはコンバインとかトラクターとかは高いのでレンタルをしたいとか、あるいはデータ分析、GPSを使ってどこでどのぐらいうまくできている、できていないみたいなことが分かるとか、あるいは人材派遣、先ほどちょっと議論がありましたけれども、やっぱり雇用の関係が厳しいので、そういう話です。そういうようなサービスを外部から有償で受け取るということを想定してございます。ところが、農業界は例えばJAさんが無償で営農指導をするとか、あるいは県の普及員さんが無償で指導するとか、これもサービスとして捉える農業者もいらっしゃるものですから、ここを最初にごっちゃにしたアンケートになっていましたので、しっかりと有償のものだけがちゃんと使えるかどうかというのを調べたいということで、調べ直すのに少し時間が掛かったということになりました。

その結果、足元の数字が分かってまいりまして、上の段の方の目標値の根拠のところを御覧いただきたいんですけれども、調査設計を変更して再調査しところ、令和4年度が59.6%、一番左側のところに基準値とありますけれども、それを基準といたしまして、これを令和7年度に80%という目標、これは成長戦略なんかでそういう目標を掲げているんですけれども、それに向かってこの3年間で6.8%ずつ増加させることにして、目標を設定したということにさせていただいているところでございます。

続いてもう一つ、その裏のページを御覧いただきたいと思います。

二つ目の収入保険の加入経営体数でございます。こちらは既に取り組んできたところでございますけれども、表では、もともと4年度に10万経営体という目標で取り組んできたわけなんです。右下の目標値の設定根拠をまた御覧いただきたいんですけれども、令和5年3月時点で令和4年度の実績値が8.8万経営体を少し超えるぐらいの見込みとなったというのが足元の状況でございます。ちょっと10万に届かなかったということですが、昨年の12月に農業保険法の施行後4年ということで、これは法律を作ったときに4年後に実績を踏まえてしっかりまた制度を見直しなさいよというのがあったので、それでやってきたところだったんです。

れども、そういう使いやすくなる工夫をいたしまして、目標年度を更に6年度に引き直しまして、加入経営体数10万という中で5年度は9.7万という数字を間に置いたという形にさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○武田農産局農産企画課長 農産局企画課の武田でございます。

引き続き資料3-1の政策分野⑨のところの測定指標の見直しについて御説明をしたいと思っております。

お米に関しては、今日御説明いたします事前契約の部分以外に別途消費の部分で目標を定めてございますけれども、今日御説明いたします事前契約に関しましては目標を令和4年度中に策定するという事になってございました。資料3-1の番号3、4のところでございます。私どもは需要に応じた生産を進めていくという中で、この事前契約というものを推進しているところでございます。今回、まずお米の播種前、要は播種する前の契約の比率ともう一つ、播種前契約の中でお米の実需の皆さんと結びついた契約、この二本立てを目標指標として設定しようということでございます。

基準年でございますけれども、それぞれ播種前契約が令和3年産で28%、また、実需と結びついているものが5%ということでございます。これを目標年度8年産、播種前なので7年度になりますけれども、8年産に播種前契約が50%、実需と結びついた形では10%にしていこうということでございます。この50%と置いてございますのは、現在事前契約の中で収穫前、ちょうどこれからお米が収穫になりますけれども、収穫前契約のところは今ちょうど47%ぐらいでございますので、この収穫前のものを播種前にしていこうというようなところで50%と設定し、実需との結びつきも大体倍ぐらいに伸ばしていこうということでございますので、10%と置いているというところでございます。

以上でございます。

○山里農村振興局総務課長 引き続きまして、農村振興局総務課長の山里でございます。

農村振興局の関係の目標値の変更ににつきまして御説明申し上げます。資料3-1の2ページ目を御覧になっていただきたいと思っております。

農村振興局の関係、この3、農村の振興のうちの政策分野の⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、⑭農村に人が住み続けるための条件整備、この二つにつきまして今回目標値の変更をさせていただきたいというふうに考えています。

まず、一つ目の地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に係る測定指標としましては、農

村産業法を活用した産業の立地・導入に向け、新たに市町村との調整を了した企業数の目標値の変更でございますけれども、この指標につきましては、農村の就業機会を拡大するために農村地域への産業導入の促進等に関する法律、この法律に基づきまして市町村が導入実施計画というものを作るわけでございますが、この計画を作成するに当たりまして、この市町村との間で企業が立地することについて調整を了することを求めているところでございます。この企業と市町村との立地についての調整を了したことをもって当該企業が農村へ立地をし、就業機会が確保されることが確実になるというふうに考えられますことから、この市町村と企業との間の調整を了した企業数を雇用機会確保の指標として用いているものでございます。

これまでの目標値につきましては、令和7年度に60社として設定しているところでございましたが、これは過去の実績、具体的には平成17年度から平成26年度までの10年間において調整を了した企業数、これが年間で言いますと平均約10社であったことから、令和7年度までの6年間で60社が立地するという目標値として設定していたものでございます。

一方で、実際の調整を了した企業数の推移でございますけれども、令和2年度から令和4年度までの3年間で60社であったところでございます。これは資料の7ページでございますが、令和4年度までの3年間で60社となっているところでございまして、年間平均でいいますと20社が調整を了したということで、予想より高い水準で推移してきているところでございます。今後数年、この傾向が継続するというふうに考えられることから、今般このトレンドを踏まえまして、目標値を設定し直したいと考えておりまして、令和7年度に120社ということで目標値を見直したいというふうに考えております。

この予想より高い水準で推移している背景でございますが、もともと法律に基づいて立地する対象業種が五つの業種に限られていたところでございますが、平成29年の法律改正によりまして、この業種の制限というのが撤廃されたということ、また、令和4年度の法改正によりまして、市町村の実施計画の策定に係る手続が簡素化されましたので、機動的に産業を導入しやすくなったということが挙げられるというふうに考えているところでございます。

それから、二つ目の政策分野⑭の農村に人が住み続けるための条件整備に係る環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量につきまして、この変更の状況について御説明を申し上げたいと思います。

この指標につきましては、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づきます日本型直接支払制度のうち環境保全型農業直接支払交付金、例えば堆肥の施用ですとかカバークロップ、草生栽培、また、不耕起播種などの取組に対しまして、土壌中に炭素を貯留しまし

て、地球温暖化の防止に貢献する取組ということで支援しているところでございますので、この温室効果ガス削減量、これを外部の有識者の方々に評価をしていただいた上で、その評価値を目標値として、これは毎年のフローの目標値でございますけれども、設定させていただいているということでございます。

現在設定しております目標値は年間14万トンということでございますが、これにつきましては、この環境保全型農業直接支払交付金の事業実施期間、これは5年間と設定し、現在は第2期ということでございますが、令和元年までの5年間の第1期の事業実施期間中の外部有識者による温室効果ガス削減量の評価値が年間14万トンということでございましたので、この数値を目標値として設定していたところでございます。

それで、令和2年度から令和6年度までの5年間が第2期の事業実施期間に当たるわけでございますけれども、昨年度、令和4年度に改めて外部有識者によります温室効果ガス削減量の評価がございまして、その際に14万トンではなく15万トンというような新しい評価値が出されましたことから、令和4年度からの第2期の実施期間中の目標値につきましては、この15万トンという新しい評価値を設定させていただきたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、説明のありました農政分野につきまして委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思っております。ウェブ参加の委員におかれましては、挙手ボタンでお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

興野委員、お願いします。

○興野委員 御説明ありがとうございます。それでは、ちょっと何点か質問させていただきま。栃木県の興野です。よろしくお願いいたします。

まず、最初に農業の持続的な発展ということで、政策分野⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化というようなことで、この設定の根拠、その中にドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリングというようなことを申されておまして、これを読んだときに私は例えば企業のクボタさんとか、それから、大学とコラボして、トラクターなんかは自動走行をしていますよね。今、北海道に多分東大とクボタさんか何かの協働で、何億か使って今作っていると思うんですね。そういうようなことをちょっとイメージしましたので、私は酪農なんですが、これは夢のまた夢の事業だなというふうに思いましたけれども、今説明があったように、例えば酪農だったらヘルパーとかそういうようなことだと、この支援サー

ビスというのは。そんなに大きなことではないんだなというふうに理解しました。ですので、この言葉というのはちょっと誤解しがちななというふうに感じました。

それから、政策分野④農村に人が住み続けるための条件整備について今説明がございましたように、発酵施設の堆肥とかそういうようなことを使ったことだというふうに理解しましたが、農村に人が住み続けるとなると、今年の4月から農地の下限面積撤廃というようなことで国が決めました。やっぱり国ではよかれと思って農家の方に皆さん住み着いてくださいというように、そういうような農地面積撤廃というようなことをしたと思うんですけども、やはりいい人ばかりではないんですよ。企業では安い農地を購入して、それを4月ですから、待っているかのように広い分野で購入しまして、購入した金額の100倍で今度は売りさばいているんですね。やはりそういったことは栃木県ではなくて、全国的にそういう狙っていたところはありますし、また、これからももっともっと増えると思うんですね。

あとは、農地が太陽光メガソーラーになるのはちょっと皆さん駄目というようなことで一回今沈んでおりますが、これからは農地をたくさん企業の方が買われて、優良農地などにメガソーラーができるのではないかと。そうすると、やっぱり農地を作っている方は、例えば農家の人の酪農家なんかはすごい大きな100馬力以上のトラクターを運転しているわけなんですね。それを両側でフェンスをかけられ、太陽光がばーんとできてしまうと、そこを迂回しなければ何町歩先に行けない、そういうような事態が起きていると思います。ですので、これも農家現場としてはどうにかしてほしいなというのが希望です。

それから、これは資料3-2の6-9ページですかね。2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用できている担い手の割合、これは御説明がありましたけれども、みんなPとなっておるんですけども、これがちょっともう少し説明をしていただきたいなと思います。ちょっとほかのことになりますが、今栃木県は酪農県で北海道に次いで第2位なんですね。私は酪農をやっているんです。大体1年間に酪農をやめる人は十数件、それは高齢化だったり、それから、機械の老朽化だったりしてやめていかれる方が十数件ございます。ですが、去年は40件なんですね。これからもっともっと増えるだろうと思います。

役員で青年部の委員長だった方が「今度僕はやめます」というようなことで、「実は僕、高校生になる息子がいます。貯金を崩してまで酪農経営はやっていられない」ということで、すぱっとやめて勤めてしまいました。そういう方がたくさんいるんですよ。もう50代で、今まで貯金を崩してやってきましたけれども、やっぱりやめると。やめられない人は、やっぱり借金がある人はやめられないです。これはもう頑張らなきゃ借金が返せませんし、実はうちなんか

も国が定めたスマート農業というようなことを三、四年前に始めて、3年前に新牛舎ができました。確かに多額、何億というふうに掛かりましたし、ロボットも入れましたし、哺乳ロボットも入れてくれました。頭数も増えました。そして、このコロナだったり肥料が上がったり、それが倍。でも、やめることはできないんですね、もう。しっかり働いて返さなきゃいけない、そういう人はたくさん若い人でいます。若い人はやっぱりやりたくて、夢を持って借金して大きくしたりしましたから。

どうか農政分野の方もしっかりと計画をしていていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○天野経営局総務課長 最初の農業支援サービスの利用割合のところで御意見を幾つか頂きました。正に言葉についてはちょっと適切に書き直さないといけないところはあるんだろうなというふうに思います。酪農ヘルパーさんについて言及がありましたけれども、正にそういう有料のサービスを使って、それぞれの経営が発展しやすくなる、あるいは労働負荷が減る、そういうことを支援するようなサービスを使いたい人が使えるようにする、それがこの指標の意味合いでございます。酪農は非常に苦しい大変な産業だと思います。ヘルパーさんの数も増やすということを政策的に引き続きやっていきたいと思っているんですけども、地域によってはなかなか成り手が減ってくるということもありますので、やっぱりこういうところもしっかり使えるようにしておくということが産業として正に人が他産業や地域の中で取り合いみたいところもあると理解していますので、そういう成り手の方のこともありますので、しっかりとこの指標をコントロールしていきたいなというふうに考えています。

このPとなっているのは、これまでまだ設定していなかったという意味のPなので、これからは下側のオレンジ色のところの数値をやっていきますということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山里農村振興局総務課長 それから、御指摘いただきました下限面積の撤廃について、その後、太陽光パネルの無秩序な設置につながっているのではないかなという御指摘を頂きました。正に御指摘のとおり、この下限面積の撤廃というのがかえって農村の生産条件の悪化につながるようなことというのは、これはあつてはならないことだと思いますので、まず私どもとしましても、現場の実情についてよく把握させていただきたいというふうに思ひまして、その上で必要な対策についてはしっかりと取り組ませていただひきたいと思ひますが、まずは現場の状況についてはよく調べてみたいというふうに思ひしております。ありがとうございます。

○神田広報評価課長 よろしかったでしょうか。

○興野委員 ありがとうございます。

○神田広報評価課長 では、ほかの委員の方から意見をお願いいたします。

金子委員、お願いします。

○金子委員 1点だけ。資料3-1の4ページ目に収入保険の横の資料がありまして、これを見ると、目標を従来より少し切り下げたという理解でよろしいのでしょうか。あと、分母というのがどのぐらいで10万を目標にしているのかというのは、すみません、ちょっと記憶なんです。私は何度もこの収入保険のことをレビューの方とかでもやりまして、御担当の方から説明を直接おいでいただいて聞いたりとかしまして、普通に正しく理論的に理解すれば、この国費が入っているこの保険に入らない理屈はないはずなんです。

だから、伸びないんだとしたら、意味を理解していただいていない、周知が不足しているとか、面倒くさい話だと考えたら、ただ広報するだけではなくてお金を払う話ですから、逆に農家の方にとってみれば、きちんと個々の方が十分理解するような説明がそれぞれの農業者に届かなければ、加入しようというふうに思わない。だけれども、意味を理解すれば、私は入らない方がおかしい保険的なものなので、その辺の個々の農家への説明の仕方というのはどうなっているのかなというのをちょっと意外と歩みが遅々としているので、気になりました。

以上です。

○天野経営局総務課長 ありがとうございます。

これはもともとこの制度自体は収入保険ということなので、収入が幾らあるか分からないとそれを補填してあげることもできないということになります。農家の方の収入はどうやって把握しているんですかということになるわけですが、よく言われるように青色申告をやっている人は、ある程度毎日の出入りが分かりますので、把握はできる。いわゆる白色というものだとそれは分からないですねという中で、じゃあ青色の人は、この制度を開始するときどのぐらいいるんだろうかという調査をいたしました。

そうしましたところ40万経営体いらっしゃって、そのうち4経営体に対して1経営体ぐらい、つまり4分の1ぐらいはこの収入保険に加入したいということをおっしゃられたというのが原点にありまして、そこで目標はその人たちにみんな入ってもらおうということで10万ということをもとに掲げたということになります。

じゃあ、すぐに10万になるんじゃないかということもあるかもしれないんですけど、これは今先生がおっしゃられたような、説明だとかいろいろあるかもしれないんですが、もともと

と農業共済という制度だとか、ほかにも幾つか経営安定対策がありまして、その中から入っている人が収入保険に移行していくという過程がございます。そうしますと、どっちが得なのかとか、入るためには青色申告じゃなきゃ駄目なのねとか、ということがあったりしまして、その辺の踏み切りがだんだんと進んできて、今の数字になっているという理解でございます。

そのときに、先ほど少し申し上げた4年たって、じゃあちょっと見直してみようかとおっしゃいましたように、やっぱり収入保険は我々はいい制度だと思っておりますので、できれば食料安保みたいなときなので、こういうものにしっかり加入したい方はちゃんと入ってもらいたい。そうしましたときに、先ほど言った青色申告なんですけれども、これまでは2年間はやっておいてくださいねというのがあったんですけれども、これは2年というのを1年でも実績があれば、一応もう1年分は分かるわけだから、それでやってみることにしようかと。その代わりにカバー率は少し下がっても、お試しで入っていくというのもできるみたいなこともやっていたんじゃないかというような見直しをしましたのと、あと、掛金が高いという話もありました。

これは金子先生がおっしゃるように、そもそもそれは何だというものもあるかもしれないんですけれども、保険的なやり方とそれに乗せで特約補填という形でしてあげる方法とあって、保険だと8割まで、更に10%自分も出して国も出してということでやるよという積立て方式の部分があるんですけれども、そこまでやらなくてもいいよねという方もいらっしゃったりして、じゃあ保険だけでもここまで行けるというものをちょっと工夫して作ってみようかということで、そういう制度設計も少し直してみたりとかというのを去年の末にやりましたので、正にこれから使い方がよくなりましたから、更に入りましょうということをやることをもって10万を更に目指していこうと。

そのときに、御覧いただくと、2年、3年、4年のところの数値が5.9万、7.9万、8.8万、やっぱり10万に向かって単年度で見ると加入してくる率といいますか数が少しそれは天井が近づくので減ってくると思います。最初は2万ですし、その次のところは0.9万ということなので、その傾向で見ると、更にもうちょっと詰まっちゃうところだと思うんですけれども、今回使いやすくするという事なので、5年度のところは9.7万という形で引き続き今と同じようなペースで、最後の詰めもやっっていこうという形で考えていますので、目標を切り下げたというような感じでは捉えていないということになります。

○金子委員 だんだん記憶がよみがえってきて、競合する他制度があったとか、それでちょっと重なり合っていてということも思い出してきて、その一方で青色申告の問題なんかは農水省が関わるべき問題ではないのかもしれないかもしれませんが、実務をやっている人間からすると、

スマート農業とかドローンを使ってとか言っている時代に青色申告は記帳とか古臭い言い方をするわけですが、ごく簡単にコンピューターで出入りを管理していれば国税庁は青色申告と認めますので、それができないだとしたらスマート農業なんかできっこないし、一般の事業者でも白色申告の方はいますけれども、それは青色で要求されたときに何か出すのが嫌だと言ってわざと白を選んでいる人が一般の事業者ですとほぼ全てなんです。

ですから、そこも農水省全体として考えていただいて、本当にドローンで農薬をまいている時代に青色申告できないとか言ったら「何かおかしいだろう、おまえ」とか叫びたくなるような話なので、競合制度の整理整頓ですとかあらゆる意味でごく簡単な事務的な話ですから、やっぱりいろんな今の新しいテクノロジーに対応していく流れの中に農業者も身を置くとすれば、もう白色とかおかしいというかあり得ない、自分の収入を把握しなくてどうやってやっていくんだという話ですから、是非そういう面もそういう方向に持って行っていただければいいかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

○神田広報評価課長 続きまして、智田委員、お願いします。

○智田委員 ありがとうございます。

支援サービスの中では実際の農作業を受託して負担を軽くするものとか、データを分析して解決策を提案するものとか、リースとか人材派遣とかいろいろなタイプがあり、実際の専門作業受注型が今すごく利用割合としては多いと思うんですけども、今後もその趨勢は続くという見立てで6.8%という増加率を出されているかどうかというのと、今後はスマート化でドローンとかが普及してくると、そういう営農支援サービスという部分もかなり多くなってくると思うので、そこをどれぐらい加味されているのかをお聞きしたい。

○天野経営局総務課長 ありがとうございます。

こういうサービスを提供する事業者もどんどん増えています。そして、使いたい人もどんどん増えていると思うんですけども、そのこのところがどういうふうこれからこういう形で伸びるのか、ちょっとだんだんある程度低減していくのかというのは分からないところではあります。我々としてはもちろんそれを伸ばして行って、人が減る中でもしっかりと量を確保するような形にしていきたいわけですから、こういうサービスを使ってくれる人が全体としては増えることを期待しています。

今、智田委員がおっしゃられたのは正にスピードがどうなると考えているのかということだと思ってしまうんですけども、そのこのところは少しニュートラルにこの3年間で真っすぐ伸びるとい

う形を今回は考えて、まずは設定したということでございます。

○智田委員 あと、すみません、お米の方ですけれども、川下のニーズを作付けに反映させることがとても大事ということで、この中でも播種前と同時に複数年契約についての言及があるんですけれども、播種前契約の転換と同時に複数年契約も広げていく必要があるというところから言うと、今回のものにはその比率というのが測定指標としては考えていないということですか。

○武田農産局農産企画課長 そうですね。今回の指標の中には複数年の指標は設定してございませんけれども、傾向として言うと、事前契約の中でも収穫前から播種前にしていくことで、かなり前から契約をしていこうと。そうすると、複数年契約もおのずと増えていくような、そんな傾向がございますので、まずは播種前契約で。二本立てのもう一個の「実需と結びついた」というところは、実は我々は事前契約の中身を数量だけでなくて価格もやってほしいというふうに思っておるんです。ただ、そこに行く前にやはり産地と中間の卸だけではなくて、もう一步、実需の皆さんがいなくて価格まで行かないということなので、もう一段の二本立てのところは「実需と結びついた」ですので。今、智田委員御指摘のところの複数年契約というのは、もしかするとその先の目標に複数年契約の指標をもう一個立てるとか、あるいはこれに変えていくとか、複数年をスタンダードにしていくというときにまた見直していくと、そんな段階かなと思っております。

○智田委員 あと、最後に直接支払交付金なんですけれども、やっぱりこの交付金の効果、どれぐらい土壌炭素の貯蔵量が増えたかの見える化というのはなかなか難しいと思うんですけれども、それなりの交付金を投入する施策なので、その検証を是非やっていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○山里農村振興局総務課長 御指摘ありがとうございます。先ほど説明しましたとおり、この対象期間は5年間でございますので、この5年間のうちに必ず一度はしっかり取組に対する評価というのを外部の有識者の方に入らせていただきまして、評価していただくと。その中でしっかり各取組についてどれぐらい炭素の貯蔵効果があるか、つまりCO₂削減効果がどれぐらいあるかということをしつかりと把握させていただきまして、適切に地球温暖化防止につながっているということがちゃんと説明できるようにしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○神田広報評価課長 続きまして、ウェブ参加の田中委員からも挙手がございますので、御発言をお願いします。

○田中委員 皆様、こんにちは。本年度から担当させていただきます田中美智子と申します。よろしくお願いいいたします。

聞こえていますでしょうか。

○神田広報評価課長 聞こえています。

○田中委員 ありがとうございます。

私の方からは収入保険の加入経営体数というところでの質問なんです。会場の中の委員の方から既に質問がありました。まず、私の方がお尋ねしたかったのは、ここに該当する農業に従事する方々はどれぐらいの分母があるのかというところで先ほどお答えいただきました。その点はありがとうございます。

それと、私は今福岡県に住んでいますが、先日の大雨でやっぱり雨の被害を受けた農業者の方がたくさんいらっしゃいました。自然災害だけではなく、自然災害が直接の収入の減退ではなく、そこから派生する二次被害、三次被害というところもリスクとしては考えられるのかなと思います。そういう意味では、この収入保険の加入というのはすごく大事な要素だと思えます。こういうことも委員からの質問がありましたが、こういうことが大事なんだよ、経営を安定化していくには必要なんだよということを認知させるためにどのような周知を図っていらっしゃるのかというところをちょっとお聞きしたいなと思いました。

○天野経営局総務課長 ありがとうございます。

先ほども少し触れましたけれども、我々も委員と同じようにこの収入保険は非常にいい制度だと思っていますので、加入促進をしっかりと働きかけていかないといけないと思っています。収入保険の普及に向けては先ほど言いましたけれども、まず保険料の負担が少ないタイプを導入するですとか、青色申告1年分のみで加入を可能とする、そういう使いやすい制度を作ってあげるということをしたというのが最初で、その上で農業共済組合あるいはJAさん、農業会議さん、こういった関係機関が行う普及活動の中で優良な組合の表彰をしたり、あるいはこういう方々を通じて各現場の農家さんに知らせていくですとか、そういったこともやってまいったところであります。

今後こういう普及活動ですとかいろんな申請がしやすくなるような仕組みについても、国の方でも支援をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○田中委員 ありがとうございます。

実際自然災害によって収入が落ちた生産者の方がこの収入保険に加入したことによってよかったよ、その後、迷わず農業が続けられたという事例を生産現場から聞いたことがあります。

そういう本来はこういう収入保険でよかったというのは、本当だったらない方が一番いいんですけども、実際これに加入したことによってどのような災害で自分たちが助かったことによって経営が継続できたというやっぱり事業者さんのお声というのも一つはありかなと思います。お答えありがとうございます。

○神田広報評価課長 古賀委員、お願いいたします。

○古賀委員 どうしても私は有人離島が一番多い長崎から来ているものですから、地元の実情に応じて言わざるを得ない部分というのがあるわけです。例えば次世代型の農業支援サービスの定着というところで、目標値の設定の根拠のときに再調査が必要だったということですが、例えば人材派遣とかそういったものについても中山間地が多くて、なかなか所得を計上することが難しい離島においては特に運賃とかのコストがかかり外部の農業支援サービスを利用するには高くつくとかというような話があります。それで、農業支援サービスというと、もしかしたら農協や普及センターの方の営農指導をイメージする結果になったのかもしれないというふうに考えるところがあるんです。

それで、この人材派遣サービスには外国人労働者の方まで入っているのかどうなのかなと思いました。どうしても最低賃金の関係で長崎は不利なところがありまして、人材派遣についても時間単価が何百円も高くつくというようなこと等々があつて、これは本当に人材としての農業支援サービスが定着するにはまだまだ高齢化率の高い地方では運営の中でコストとして消化していくには課題があるのかなというふうに感じました。それが1点。

それから、もう一点です。収入保険の件です。青色申告者で収入保険に入れるよと。簡易な簿記でもオーケーだよということで制度が導入になって、それでちょっと例えば盗難であったり収入保険は通常の保険というよりも幅広くカバーできているものですから、こういうふうに今の現状みたいに想定外の自然災害等々もあるみたいな、それも頻発するみたいなことの状況では、おのずと収入保険の加入者はどちらかという増えていくだろうと。自然増していくだろうとは思いますが。しかし、ちょっと地域の実情としては高齢化率が高いという話をしたわけですけども、ここに来てコロナがあつて、ウクライナがあつて原材料価格が高いと。それで、後継者確保ができていないという中で、もう農業をやめるという方がやはり出てこざるを得ない環境があるんです。

それで、この経営体数で目標値を立ててあるわけですけども、今みたいにデジタルトランスフォーメーション等々で財務省との連携が図れば、農業で青色申告の方というのはすぐ出るだろうと。そうしましたら、ある一定時期からこの目標値を経営体数ではなく、青色申告者

のうちの割合で測定指標とできないかと思えます。割合での目標値の設定というのも現場を語るには分かりやすく、達成具合がより実態に即して確認できるということになるのかもしれないなと思いました。

以上です。

○天野経営局総務課長 ありがとうございます。

まず、最初の方の農業支援サービスですけれども、正に離島とかで利用のお金の話もあるかもしれないんですが、むしろ人が少なくなり、スピードが速かったりするものですから、そういうところでどういうふうにするか。中山間地も確かにこういうもののサービスがあって、労働負担が減るということもあると思うんです。今回のものは「使いたい人」分の「実際に使っている人」ということなので、離島の方はそもそも使いたい人の割合が多分多いということになっていて、それに対して使えない、サービスがそこで提供されないということはまずいよねということになりますので、そういう意味で今回の設定というのは8割まで持っていこうということをやっていますけれども、そういう離島の方も含めて全国で8割ぐらいまで行きましようということなので、そのサービスがしっかり提供されるように、そこを政策としても支援していくというところで考えているということが1点。

それから、もう一つは収入保険の方で、設定の仕方を経営体数じゃなくて割合でという話がありました。もともと我々は最初に割合で設定しているようなところがあるんだろうと思えます。それは40万経営体が青色申告で、そのうち10万経営体がやりたいと言っているから、10万経営体、4分の1ということで、なので10万経営体というのは4分の1というふうに書いてあるのと言ってみれば近いのかなというふうに思うんですけれども、この先どういうふうにしていくかはまたその次のステップだと思っていますので、なかなか今こうですということは言えないかもしれないんですが、まずはこの10万経営体ということをしっかりやっていく中で、地区ごとにとかいろいろまた話はあるでしょうから、そういう離島がどうなのかということなんかも見ながらいろいろ考えていくのかなと思えます。ありがとうございます。

○神田広報評価課長 ほかに御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、農政分野についての議論は以上ということで、説明者の入替えを行います。

(説明者入替え)

○神田広報評価課長 続いて林政分野でございます。資料につきましては、4-1と4-2でございます。

林政分野につきましては、政策分野⑱、⑳、㉑に係る指標の見直しとそれに係る今年度のモ

ニタリング結果、また、林政分野は昨年度に評価を行いましたので、その際にA⁺又はCランクに評価をされた指標のその後の状況につきましても併せて御説明をお願いします。

○上杉林野庁企画課長 林野庁企画課長の上杉でございます。よろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

林野庁につきましては、お手元の資料4-1でございます。令和5年度実施施策に係る測定指標見直し一覧について御説明を申し上げます。

まず、1ページ目でございます。

政策分野⑨森林の有する多面的機能の発揮のうち、再生林の推進に関する測定指標でございます。

令和3年度の指標設定当初は上段でございますとおり、造林適地を抽出する技術の普及に係る指標（令和5年度に設定）としておりまして、令和4年度までに造林適地を抽出する手法の開発を行いまして、令和5年度に指標を設定することとしていたところでございます。今回その手法の開発が終了しましたので、指標をICT等新たな技術による森林ゾーニング補助ツール等を活用し、造林適地の判別を行った都道府県数として設定したいと考えております。目標につきましては、令和7年度までに全ての都道府県が実施することを目標に設定したいというふうに考えております。

次に、2番目でございます。

その下になります。政策分野⑩ですが、林業の持続的かつ健全な発展にデジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数の測定指標を新たに設定したいというふうに考えております。

設定の理由といたしましては、森林・林業基本計画において推進すべき施策として、デジタル化の推進が設定されたこと等を踏まえ、林業イノベーション現場実装推進プログラムが令和4年7月にアップデートされ、この中でこれまで一部の者や分断的な理由で留まっていたスマート林業技術の現場実装の推進方策として、地域一帯でこれらの技術を林業活動にフル活用するデジタル林業戦略拠点の創出を推進することとしていることから、拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数を指標として令和9年度までに全ての都道府県において実施することを目標としたいと考えております。

次に、2ページ目、3番目になります。政策分野⑪林産物の供給及び利用の確保のウッド・チェンジロゴマークの使用登録数に係る指標でございます。

森林・林業基本計画におきましては、消費者等の理解を醸成し、木材を持続的な形で利用す

る企業等へのESG投資にもつながるよう、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信を図るほか、関係府省や木材関係団体等と連携しつつ、木づかい運動や木育等を推進すると記載されているところでございます。

このウッド・チェンジロゴマークは木づかい運動の合言葉であるウッド・チェンジの趣旨に御賛同いただける方に御使用いただくマークであり、実態としては事業者等の登録が多い状況で、既に本指標を記載している施策（４）生活関連分野等における木材利用の促進の指標とするのみならず、事業者も施策のターゲットとする本施策においても指標として適当であるため、基本計画の当該項目に対応する指標として再掲することとしたいと考えております。

以上、３点が指標の見直し等についての御説明となります。

御参考までに３ページから５ページにつきましては、これらに係る事前分析表の抜粋を添付させていただいております。

次に、先ほどありました令和３年度の実績の評価でA⁺又はC判定となった要因を分析したものを同じくこの資料の６ページ目から御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、６ページ目でございます。

昨年評価がA⁺となった二つの指標でございますが、再造林の推進の測定指標である人工造林面積のうち、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合については、令和３年度実績では苗木生産事業者に対する補助により、コンテナ苗生産事業者が増加し、コンテナ苗の生産量が増え、これに伴う流通量・利用量が増加したこと、森林所有者等が低コスト造林に取り組む環境が整ったことにより、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合が44%と目標値37%を大幅に上回ったことからA⁺となっております。

令和４年度実績につきましては、苗木生産事業者に対する補助に加え、再造林を必須とする区域において行う省力・低コスト造林の上乗せ補助により、森林所有者等が省力・低コスト造林に取り組んだことから、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合が暫定値ですが、51%と引き続き目標値40%を大幅に上回っているところでございます。

次の７ページ目につきましては、今御説明申し上げました６ページ目と同じ指標の再掲となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、８ページ目でございます。

C評価となっていた認定森林施業プランナーの現役人数についてでございます。令和３年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による移動自粛等に伴いまして、受験数、認定者数が減少したことが目標の達成状況に影響しておりました。令和４年度の実績といたしましては、

改善対策といたしまして、新規に認定を目指す者を対象とし、新たな研修の実施やオンライン研修の実施、研修回数の増によりまして受講機会を確保したことにより、目標値2,433人に対しまして実績値が2,303人と改善している状況でございます。

以上がA¹及びC判定になった指標のフォローアップでございます。

林野庁からの説明は以上でございます。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問いただきますけれども、本日御欠席されています原委員から事前に意見を頂いております。まず、これについて林野庁から内容を簡単に御紹介いただき、それについての回答をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○上杉林野庁企画課長 今ございました原委員よりお手元に机上配付されております御意見を大きく4点頂いているところでございます。

まず、1点目につきましては、資料4-2の具体的に申しますと、19-16ページ目でございます施策(9)の国土の保全等の推進のうち、保安林の面積の指標について御意見を頂いております。

具体的に委員からは、国土保全の推進の指標が保安林の面積とあるが、保安林であっても適切な時期での予算化と整備の推進が図られないケースが多々あり、また、保安林になると天然更新で十分な成林化がなされるところも人工造林が進められ、必要以上に整備に費用が掛かっている事例もあるというような御指摘、要約して申しますと、保安林の面積をもって万能な指標と申しますか、そのようなものではないのではないかと御趣旨の御指摘と拝察いたしているところでございます。

これにつきましては、委員御指摘のとおり保安林を含む森林の管理につきましては所有者が行うことが原則であります。通常、林業活動では保安林の機能の維持が難しい場合には、保安林整備事業による本数調整伐等の森林整備を適切に行うことが必要でございます。そのために林野庁といたしまして必要な予算の確保に取り組んできているところでございます。

また、委員御指摘の天然更新についてでございますが、これにつきましては、保安林の指定施業要件において植栽について定める必要があるものは、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所としておりまして、委員御指摘の天然更新で十分に成林が見込めるところは、定める必要はないということになっております。このほか、保安林におきましても、一定の条件の下、低コスト造林を導入するなど今後も天然更新に関する御指摘も含め、都道府県に情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

原委員の御指摘の2点目でございます。具体的には同じく資料4-2の19-17ページ目にご
ざいますが、施策(9)の国土の保全等の推進のうち、治山対策を実施したことにより周辺の
森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数の指標についての御指摘でございます。

具体的に委員の方からは、国土強靱化のための治山設備は短期的に効果が発揮されるように
見えても、長期的には災害規模を大きくしかねない要因にもなって、5年で評価することは余
り意味がないように感じるといった御意見を頂いております。

これは委員の御指摘の趣旨は、やっぱり治山対策につきましては中長期的に見てやるべきも
のであって、5年という評価の期間が適切なのかといったような御趣旨なのかなというふう
に拝察をしているところでございます。これにつきましても、委員御指摘のとおり治山事業の実
施につきましては、私どもは中長期的な視点から国土の保全を図るということで実施してい
るところでございます。具体例としましては、治山ダム等を設置して、その背面に土砂が堆積さ
れることで溪流の荒廃の安定化などを発現させ、土石流等による溪流の浸食などを防止して、
樹木の生育環境が整備されるというふうにしております。

長年の治山事業の継続的な取組によりまして、中長期的に見て年間の山地災害発生箇所数は
大幅に減少しているところでございます。かたや山地災害の1か所当たりの被害額は増加傾向
にあるというところでございますが、これは近年の気候変動に伴う大雨の激化、頻発化による
ところに起因するものなのかなというふうと考えております。

3点目、こちらの委員の御指摘は非常に広範にわたっておりまして、担い手に関するもの
となっております。関連の指標につきましては、一つ一つここで御紹介すると非常な量になっ
てしまいますが、同じく資料4-2の20-4ページに施策(2)担い手となる林業経営体の育成
というものがございます。又は20-8ページに施策(3)人材の育成・確保等というところが
ございます。さらに、20-10ページでございますが、施策(4)林業従事者の労働環境の改善
というところがございまして、恐らく委員はこの辺の指標を全部ひっくめて、ここにござい
ますとおり林業経営体の育成についてプランナーの資格を持っても社会的評価が担保され
ないことや機械化による労働生産性の向上だけでは木材の単価が上がらない中、離職率や労働災害
の発生率は下がらないため、抜本的な対策が必要といった御意見を頂いたと。これはかいつ
まんで申しますと、恐らく委員の御指摘の趣旨は、種々のいろいろな指標を設けて担い手の育成
と言っていますが、大本はやっぱり木材の単価が上がらなければ、要するに収入が上がらな
ければ担い手が入ってこないのではないのかといったことがストレートにおっしゃられているの
かなというふうには拝察をしているところでございます。

これにつきましては、もちろん林業に限らず収入確保というのは非常に最終的な目標と申しますか、そこが図られれば恐らく担い手も増えるということはあるかと思いますが、ただ、現実問題、林業はやっぱりほかの産業に比べまして、斜面で作業を行ったりしますので、危険がほかの産業に比べますと事故率が10倍とかそういったようなところがございます。あと、まだまだ月給制が入っていないとか、労働環境がほかの分野に比べますとかなり改善の余地がまだまだあるところがございますので、我々といたしましては、今申し上げたような細かい指標をいっぱい並べておりますけれども、こういったものを提示して、例えば事故率でありますとか、あとはもちろん労働生産性を上げていくとか、あとは能力評価を導入していくとか、そういったものを総合的にやることによりまして、担い手の確保を図っていくというふうを考えております。

最後に4点目でございます。資料4-2の具体的に申しますと、先ほど来、一番最初に御説明したロゴマークのところ、21-11ページになりますが、ロゴマークの関係でございます。

原委員の御指摘は極めてストレートなものでございまして、ロゴマークがたくさん貼られたからといって消費者の理解が進んでいるとは言えないのではないかといたしております。ここにつきましても、まずは我々といたしましてはこのマークをしっかりと普及することによって、木材を利用することの意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動である木づかい運動の趣旨に御賛同いただける企業を増やして行って、ついては消費者にも御理解いただくという輪を広げていくということかなと考えておりますので、こういったロゴマークの利用拡大についてもしっかりとやっていくというふう考えているところでございます。

我々林野庁につきましては、2年前に見直しました新しい森林・林業基本計画の柱に基づきまして、今お手元でございますような細かい指標を立てているところでございますので、本日は例えば原委員から頂いたような御意見も踏まえながら、基本計画は5年ごとに見直していきますので、次の基本計画の見直しの際にまたいかなる指標を設定していくのかということに本日も頂いた意見も結びつけていくような方向で検討していくのかなというふう考えております。

以上でございます。

○神田広報評価課長 それでは、出席の委員の皆様、御意見を頂きたいと思っております。

南島委員、お願いします。

○南島委員 御説明ありがとうございました。

政策分野②の先ほど御説明いただいた資料で言いますと二つ目の方ですけれども。林業の持

続的かつ健全な発展、デジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数の方のお話をちょっとお伺いしたいと思います。まず、こちらはシートの方です。後ろの方ですけれども4ページになりましょうか。測定指標の選定理由のところの基本計画第3の2（1）イのところと高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化に該当するアウトカム指標として設定とありますが、これは先ほどおっしゃった森林・林業基本計画ですか。

○上杉林野庁企画課長　ここで申し上げています基本計画は、今申し上げました2年前に見直したものでございます。

○南島委員　第3の2の（1）は望ましい林業構造の確立ということになっているかと思えますけれども、一体どこに高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化が書かれているかが分からなかったんですね。基本計画の方を見ている。場所がもしかして間違えていらっしゃるということはないですか。

この森林・林業基本計画が頭に入っていないので、どなたか頭に入っている方。

見つかりましたか。ありがとうございます。お願いします。

○本山林野庁研究指導課長補佐　すみません、時間が掛かってしまって。研究指導課の本山と申します。

森林・林業基本計画の26ページというところに新しい林業の展開というセクションがありまして、そここのところの（ウ）というところに高度な森林関連情報の把握であるとかICTを用いた生産流通管理に関する記述があります。

○南島委員　26ページの新しい林業。新しい林業のところですか。イの新しい林業のところ。

○本山林野庁研究指導課長補佐　そうですね。第3の2の（1）のイの新しい林業のところです。

○南島委員　イのどこにありますか。

○本山林野庁研究指導課長補佐　イの中の（ウ）のところですよ。

○南島委員　レーザー測量やGNSSを活用した高度な森林関連情報の把握、ICTを活用した木材のここですね。省略をしていらっしゃるわけですね。全文は書かれていないんですね。括弧書きで抜き出されているけれども、しかも、イではなくてイの（ウ）というのが付いていないといけないんですね。

○本山林野庁研究指導課長補佐　そうですね。ちょっと分かりにくい表記で申し訳ございません。

○南島委員 アの項目の下が（ア）になっていたり（イ）になっていたりすると、それで探せなかったんですけども、これは探すときにちゃんと特定できるようにしておいていただければというふうに思います。

○本山林野庁研究指導課長補佐 失礼いたしました。

○南島委員 あと、余り割愛しないで全部ちょっと書き抜いていただければというふうに思います。探せなくなってしまうので。

○本山林野庁研究指導課長補佐 気を付けます。

○南島委員 それで、これは自治事務ですよ。法定受託事務じゃないですよ。

○本山林野庁研究指導課長補佐 法定受託事務ではないですね。

○南島委員 47都道府県を指標にするということですけども、そういうやり方で適当なのかというところがちょっと心配です。ほかに何か指標はないですか、これは。もう無理ですかね。これしかないということなんですかね。

いや、なかったら仕方がないかと思うんですけども、国の管理が全都道府県にやれというふうに言っているように見えてしまうのでそれは指標としてどうか。もっとほかに何かないのかな。なければもちろん仕方がないとは思いますが、自治体側が補助申請をして、交付金とか補助金とかをもらってやりながら取り組むということで、あくまで責任は自治体側にあるということなので、国側からこれを47都道府県という指標を設定するというのは、適当ではないのではないかなと思ったんですけども、ほかになかったですか。

○本山林野庁研究指導課長補佐 なかなか県を中心として、あと、そのぐらいの流域の中で地域一体となった活動を進めていきたいと思うので、こういったものを設定しています。ただ、県の方に必ずやらなければ駄目ですよというふうに強制するほどのものではないです。

○南島委員 そうですね。目標を47都道府県にしているのかというところの問題かなとも思うのですよ。だから、そこはちょっと心配ですね。だから、目標とするにしても森林面積が何割以上のところについては幾つの都道府県だから、それ以上はやっぱり達成したいというふうに考えているとか、そういうふうな目標にしておいた方がいいんじゃないかなというふうには思うんですけども。御検討いただければと思います。次の基本計画かもしれませんが。

○本山林野庁研究指導課長補佐 十分検討することといたします。

○神田広報評価課長 智田委員、お願いいたします。

○智田委員 ウッド・チェンジロゴマークなんですけれども、原委員が御指摘されたようにこれが付けられる数が増えることが消費者の理解の醸成につながっていくかというところには大

きな課題があるということは私も同感なんですけれども、3年度におおむね140件の登録があったことを踏まえて、波及効果として年10件ずつ増えていきますよというのを具体的にこれはどういう経路を描いてそういうふうには算定されたのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○石飛林野庁木材利用課長補佐 林野庁木材利用課の石飛と申します。

消費対策を担当しております。このロゴマークの数ですけれども、先ほど47都道府県という数字も出てきてはいたんですが、47都道府県でロゴマークが広がっていくようにというふうを考えておまして、その47都道府県で5年を掛けて各県で大体同じぐらいの数ずつ増えていくと、目標値500件というふうになるかなということで算出したものでございます。

○智田委員 実際に本当にそうなっていったら、それが消費者の理解醸成につながっていくかというのはちょっと検証が必要かなというふうに思います。

あと、認定森林施業プランナーなんですけれども、前回ちょっと3点指摘させていただきました。一つ目が都道府県でニーズにばらつきがあるという点、二つ目が資格を取得した後のスキルアップの面で質の確保が進んでいないんじゃないかという点、三つ目は、森林総合監理士とかの横のつながりに改善の余地があるんじゃないかという三つを指摘させていただいて、一つ目については国の補助事業で、都道府県で研修を始めますというお話があって、それが昨年度の実績改善の数字に表れているんじゃないかと思います。二つ目と三つ目の点については、再造林についての提案スキルを身につけるための研修を始めますとかプランナー同士のネットワーク向上のためのいろんな施策をやりますというお話があったんですが、この二つ目と三つ目の点については具体的にどういう進捗状況かというのをお尋ねしたいんですが。

○原林野庁経営課長補佐 もう一度二つ目と三つ目の……。

○智田委員 二つ目は資格取得後のスキルアップの点で質の確保が進んでいないんじゃないですか、三つ目は総合監理士との横のつながりに改善の余地があるんじゃないですかと申し上げたところ、再造林についての提案スキルを身につけるための研修を始めます、それから、プランナー同士のネットワークを向上させるために協会との意見交換を進めて、あと、総合監理士との横のつながりとの連携、交流の深化に向けて方策を検討していきますというお話を前回頂いているんですけれども、それについての進捗はどうでしょうかという質問でした。

○原林野庁経営課長補佐 プランナー同士のネットワークについては、集合研修の回数を増やして交流の機会を増やしておりますが、新たなネットワークづくりについてはプランナー協会と意見交換を行い検討しているところでございます。具体的にこういうものを作りましたとい

うものはまだございませんが、その方向で検討しているところでございます。

また、総合監理士との横のつながりについても、プランナーと同じように研修等の中で横につながるよう、これも具体的な成果は出ておりませんので申し訳ありませんが、検討を継続している状況でございます。

○智田委員 やっぱり現役人数を増やすためには、認定を目指す人に対して認定後の未来像を明確にする必要があると思います。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

ほかの委員から御発言があれば。

室屋委員、お願いいたします。

○室屋委員 ペーパーを頂いた原委員が御指摘されているところでもあるのですけれども、やっぱりこういうロゴみたいなものとか木づかい運動とか木育とかいろいろ書かれていますけれども、消費者等の理解を醸成というふうに書かれているのですけれども、政策のマーケティングとしてどういう人をターゲットにどういう効果を狙っているのか。それに対してEBPMというものがどういうふう設定されているのかということ、余りにも漠然としているなどという感じがやっぱり強く思います。

アウトカムというよりもアウトプットに近い指標を選んでいて、それが達成されていないというようなことになっているのですけれども、なかなか国民の意識としてそういうところが響くというのは難しいと思うのです。これは何も林政分野だけじゃなくて、農林水産とか縦割りがあって、どこでも同じような理解の醸成のようなことをやっているけれども、何かばらばらで浸透度が低いなという気がするのです。農林水産省だから農・林・水あるのですから、そういったものを統合するような形で、また、地域とか流域とか生態系のような自然資源の価値というのは非常に重要なのだということ、そういう新機軸みたいなものを是非打ち出してやっぱり国民に訴えていく、そういう政策マーケティングと連携して戦略を立てていくということが全体として必要なのかなという印象を持っています。

○石飛林野庁木材利用課長補佐 一応お答えというか、お答えになるか分からないのですけれども、私たちのウッド・チェンジロゴマークを始めとした木づかい運動の関係は、消費者の方への普及啓発を図るものですけれども、木づかい運動というのは国民運動でして、国民の皆さん自ら木を使っていただくためには、まず木の良さとか木材利用の意義を知っていただき、国産を選び取って買っていただくという消費行動につなげていくところが最終の目的だと思っております、そういう理解、知るだけではなくて、次のステップとしては、木材

の利用につながるというところを目指した取組を進めているところです。そういう意味で申し上げますと、委員御指摘のとおりアウトプットのなところを指標としてしまっていて、なかなかどれだけ消費行動につながったかということが確認できないのが我々としてもいつも辛いところではございまして、そういったところをどういうふうにやっていけば良いのかというところは、今ちょうど専門家の方とも御相談をさせていただきながら、次の指標の検討を進め始めているところです。良い指標ができればいいのですけれども。また、関係する分野の方々と連携して、より効果的なやり方というのも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

ウェブ参加の緒方委員から挙手がございますので、緒方委員、お願いいたします。

○緒方委員 森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展というのがこの評価指標ということで、ちょっとお伺いしたいんですけども、これの大本は森林・林業基本法の2条ですよね。森林の多面的機能の発揮というところで根拠の条文があって、恐らくその中で具体的には森林・林業基本法の12条、14条辺りのことがこの指標として選ばれているのかなと。森林の整備の推進とか、あるいは技術の開発及び普及だとかというところになるんだろうと思いますけれども、御存じのように森林の有する多面的機能というのはほかにもいろいろございまして、例えば13条は森林の保全の確保です。それから、15条は山林地域における定住の促進あるいは16条は国等の自発的な活動の促進、あるいは17条、都市と山村の交流等ということで、あるいは18条は国際的な協調及び貢献といったことが様々ある中で、この二つの指標が選ばれたということに関して、もう選ばれてしまっているので何とも申し上げようがないんだけれども、今申し上げたほかのところですよ。13条、15条、16条、17条、18条辺りですか、こちらはやっぱり中長期的に見て、現在はウッドショックの影響で木材価格が高騰したりして需要が高まってはいますけれども、中長期的にはやっぱり森林の保全だとかあるいは山村地域の定住の促進だとか、そういった国土全体を考えた森林政策の在り方というんですか、多面的機能の発揮の方法というのがあり得ると思いますので、次回以降はこういった面にも是非目を向けていただけたらというふうに思います。

以上です。

○上杉林野庁企画課長 ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、森林・林業基本法の条文に即して今の森林・林業基本計画の柱立てが行われているわけですから、次回の基本計画の見直しに合わせてどのような形で

指標の方の柱立てを行っていくというのは、また引き続きその時々状況などを踏まえて新たな指標又は柱立てというものを検討していくこととなりますので、そちらの方に生かしていきたいというふうに思います。

○緒方委員 ありがとうございます。

○神田広報評価課長 このほか、御発言はよろしいでしょうか。

それでは、林政分野についての議論は以上とさせていただきます。

ここで休憩ということですが、皆さん時計を御確認いただきますと、私の議事進行の
不手際で当初の終了予定時間の16時が来てしまいました。このまま当初の予定どおり議事を進
めると、終了時刻が17時ぐらいになろうか思われます。大変おわびを申し上げる次第でござ
いますけれども、この後に予定が入っておられる委員の方はここで御退室いただければと思
いますけれども、可能な委員におかれては引き続き議論に御参加を頂ければ幸いです。
よろしく願いできればと思います。

それでは、休憩を取りたいと思いますので、4時10分に再開をお願いできればと思います。
また、会議冒頭に申し上げたウェブ参加を予定されていた竹本委員は体調不良ということで、
本日は御欠席でございますので、御報告させていただきます。

それでは、休憩に入らせていただきます。

午後 4時04分 休憩

午後 4時10分 再開

○神田広報評価課長 16時10分になりましたので、会議を再開させていただきます。

ウェブ参加の委員の方々も退出される時はチャットでお声掛けをして頂いて、退出いた
だければと思います。

それでは、議題3の総合評価に入りたいと思います。資料は5になります。

令和5年度の総合評価でございますけれども、資料5-1が政策分野⑩の農業のデジタルト
ランスフォーメーションの推進、また、資料5-2が政策分野⑪のイノベーション創出・技術
開発の推進でございます。

それでは、まず資料5-1の農業のデジタルトランスフォーメーションにつきまして説明を
お願いします。簡潔にお願いしたいと思います。

○田雑デジタル戦略グループ調査官 農業デジタルトランスフォーメーションを担当しており
ますデジタル戦略グループの田雑と申します。骨子案に沿って御説明させていただきます。

評価対象施策でございますが、農業のデジタルトランスフォーメーション、略してDXの推

進が対象となっております。この施策はスマート農業など、農業現場でIoTやロボット技術などデジタル技術の利活用を推進する取組と農業施策の展開におけるデジタル化を推進する取組を主要な施策として評価を実施することとしております。

政策の目的・目標及び具体的内容でございますが、農業者の高齢化ですとか労働力不足に対応しながら生産性を向上させ、農業を成長産業としていくために農業のデジタルトランスフォーメーションの実現が不可欠となっております。その手法としてスマート農業の加速化など、農業現場でのデジタル技術等の利活用の推進につきまして、令和2年10月に策定したスマート農業推進総合パッケージに基づく取組を推進しております。また、本取組につきましては、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践及び2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できているというこの2点を政策目標として掲げております。

また、農業DX構想につきましては、農業DX推進の羅針盤として令和3年に策定したものです。この構想に基づくプロジェクトとしまして農林水産省共通申請サービスと農林水産省地理情報共通システムがあります。それぞれeMAFF、eMAFF地図と呼ばせていただきますが、eMAFFについては令和4年度までの設計開発と農水省の行政手続のオンライン化率100%を掲げておまして、eMAFF地図については令和4年度末までの一部運用開始を掲げておりました。

3番の評価の観点でございます。

スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用の推進につきましては、担い手の減少等による労働力不足や災害の激甚化などが深刻化する中で、我が国農業の生産力の向上と持続性の両立を図るみどりの食料システム戦略の実現に向けて、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業を実装することが重要でございまして、スマート農業技術の実証・導入・普及、そして、データ連携基盤、通信環境の整備など国による取組が必要不可欠と考えております。

また、農業施策の展開におけるデジタル化の推進につきましては、行政手続の審査に係る労力を軽減しまして、農業者や地方公共団体の職員が本来業務に注力できる環境を整備するに当たって、信頼性の高いデジタル基盤を構築するなどの国による取組が必要不可欠と考えております。政策評価としましては、スマート農業推進総合パッケージに基づく取組を対象とするとともに、農業施策の推進におけるデジタル基盤の構築に関する重要かつ代表的な取組であるeMAFFとeMAFF地図について、いずれも必要性、効率性及び有効性の観点から評価を実

施することとしております。

4の政策効果の把握の手法でございます。

スマート農業推進総合パッケージに基づく取組につきましては、成長戦略会議スマート農林水産業ワーキンググループですとか新しい資本主義実現会議のスマート農林水産業ワーキング、さらに、公開プロセスを含む行政事業レビューにおいてそれぞれ評価を実施しているところでございます。本総合評価では、これらの評価結果を活用してスマート農業推進総合パッケージに基づく取組の必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価するとともに、課題の抽出を行いたいと考えております。

また、eMAFF及びeMAFF地図に関する取組につきましては、行政事業レビューにおける評価をそれぞれ実施しておりまして、4年度までにオンライン実装ですとか一部機能の運用開始を行ってきております。また、農業DX構想につきまして、現在見直す方向で有識者検討会を開催しておりますので、その議論の状況も踏まえまして、認知度等の向上のための各種の取組、デジタル化の推進に関する外部機関からの評価等も活用しまして、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価するとともに、実施した取り組みに関する課題の抽出を行いたいと考えております。

以上でございます。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思えます。ウェブ参加の委員におかれましては、挙手ボタンでお知らせください。

南島委員、お願いします。

○南島委員 御説明ありがとうございます。極めて大事な取組であるというふうに理解しております。

スマート農業推進総合パッケージを基礎としてeMAFF、eMAFF地図を伴ってこれ全体をプログラムと見立てて評価されるということですが、このパッケージキットの目標というのは途中にちょっと出てまいりましたけれども、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践する、あるいは2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている、ということが目標だというふうに書かれていますけれども、ここに向かうためのパッケージになっているという理解でよろしいでしょうか。それともこの部分はこのパッケージのごく一部の目標ということになるのでしょうか。

○田雑デジタル戦略グループ調査官 担当の技術政策室から後で補足いただきたいと思います

が、このスマート農業推進総合パッケージの目標とeMAFF、eMAFF地図については総合評価として一緒になってはいますけれども、目標は分かれています。

○南島委員 立てつけとしては別のものになると。

○田雑デジタル戦略グループ調査官 別の立てつけになってございます。

○松下大臣官房政策課長補佐 ご質問ありがとうございます。大臣官房政策課の松下と申します。

スマート農業の推進総合パッケージは、eMAFF・eMAFF地図の行政的なものとは違い、正に農業現場のスマート農業施策というものを全てまとめているものになりまして、これらの施策がこちらに掲げさせていただいているKPIとちょうどイコールになるものだと思います。

○南島委員 なるほど。スマート農業推進総合パッケージの目標がこの二つということですね。

○松下大臣官房政策課長補佐 そのとおりでございます。

○南島委員 この二つは、前者はほぼ全てがデータを活用、後者が農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用ということですが、これはズレるお話ですか。同じ話ではないということなんですか。

○松下大臣官房政策課長補佐 一つ目のものに関しては、正に農業者がデータを利用していくというものになります。二つ目のサービス事業体に関しては、農業者自身がデータを活用しなくても、この二つぐらい前の議論で御説明した指標になるのですけれども、人材派遣ですとか農薬をドローンで散布するですとか、そういったサービス事業体をきちんと使って農業ができるような状況にするというような目標になりますので、二つは違うものというふうに認識はしています。

○南島委員 分かりました。ありがとうございます。

以下スマート農業推進総合パッケージに限定しますけれども、必要性の評価というのがちょっとよく分からなくて。要するに高いレベルで必要だと認められているような事業をやっているので必要性に関しては「当然必要だからやっている」という話になるので割愛してもいいのかなと思うんですけれども。必要性の評価は要りますでしょうか。

○松下大臣官房政策課長補佐 正に我々の方でもスマート農業のいろいろやっております事業というものは必要だと思っているのですけれども、それを委員の先生たちに必要だと思ってもらえることが大事なのかなと考えておりまして、必要性の評価というふうに書かせていただいたのですけれども、そういう観点でもともと必要なので省いてよいということなのであれば、

省いていただいても結構かと思います。

○南島委員 そうですね。「必要性が何で必要なのかが分からない」というのが一つ目の疑問なのですね。効率性というのは予算との関係の話をされるという理解でよろしいですか。

○松下大臣官房政策課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○南島委員 ありがとうございます。

あとは有効性ですね。だから、有効性はさっきのKPIが達成できたかどうかということと、できなかったとしたらどういう問題があったのかということなのだと思うんですけども。できなかった部分についての課題の抽出を行うという理解なのか、そもそもDX全体の課題のまとめを総合的にやりたいというふうなもうちょっと幅広いお話なのか、どちらなのでしょう。

○松下大臣官房政策課長補佐 基本的にはスマート農業推進総合パッケージ全体の評価をしていただければというふうに考えてございます。

○南島委員 スマート農業推進総合パッケージに限定した課題の抽出ということですね。

○松下大臣官房政策課長補佐 はい。

○南島委員 分かりました。

そうしますと、eMAFFとeMAFF地図はどう絡んでくるのでしょうか。

○田雑デジタル戦略グループ調査官 農業DX構想として、スマート農業も包含した形でeMAFFとeMAFF地図を含む様々な施策について検討してきたほか、一括的に御説明を行ってきております。この資料の2枚目に書いてありますが、現在、農業DX構想自体の見直しに向けた検討を行っておりまして、スマート農業も含めてこの有識者検討会の議題として御紹介して、そこも含めて取組の進捗状況や達成度などの部分も含めて評価をして、有効性や効率性も含め、特に有効性などについて議論していこうと考えております。

○南島委員 ありがとうございます。

お伺いしたいのはここなのですが、スマート農業推進総合パッケージという一つのプログラムがありますね。これは1個ロジックモデルが書けると思うんですね。問題はeMAFF、eMAFF地図を入れたときにDX全体というふうになると、大きなロジックモデルを書かなきゃいけないのか、このスマート農業推進総合パッケージとは別の2枚目のロジックモデルを書くというふうなお話になるのか、どういうふうにお考えなのかというのが評価のやり方とか論点の出し方とかということに関わってくる。どういうロジックで攻めるのかということにも関わってくると思うんですけども、もしそこが曖昧でしたら曖昧でもいいんですが、そこは整理されてから評価をされた方がいいのではないかというコメントを申し上げたいと思

っております。

○田雑デジタル戦略グループ調査官 そうですね。今おっしゃった後者の方の別のロジックということで評価を行った方が良いのではないかという気がしております。

○南島委員 別のロジックモデルが2個あって、それぞれに評価をするというイメージでお考えになっているということですね。所管が違うからということですね。

○熱田デジタル戦略グループ調査官 そうですね。所管もそうなんですけれども、ごめんなさい、補足があったら言っていただければと思います。多分向こうは「経営体が」みたいな感じだと思いますけれども、我々は経営体というよりは行政手続とか農業者、生産者というよりは行政機関とかそういうフィールドが違って、一応形式的というか、今日の総合評価全体ではデジタルトランスフォーメーションと言っていますけれども、そういうデジタル技術、スマート技術とかいろんなもののテクノロジーを使っていく中では、生産現場と経営体の方が実際に使っていくかという視点もあるとは思いますが、それと密接に関連するとは思いますが、やっぱり行政手続側の市町村とかにやっていると若干フィールドは違うかなと思っ
ていまして、御意見とかコメントを頂ければあれかなと思っ
ていまして、おっしゃるとおり多分ロジックモデルを別にした方が結果的にすごくシンプルになるんじゃないかなと思います。

○南島委員 そこが整理できていないと、みんなでそこは心合わせしておかないとゴチャっとなるところですので切った方がいいかなと思います。

最後ですけれども、いろいろ質問して申し訳ないのですが。結局農業者の高齢化、労働力不足が一方であると。ここをカバーしなきゃいけないと。これはどちらかという「地元をサポートする」というタイプの政策になるかと思っ
ます。もう一つは農業を成長産業としていくと。これはどちらかという「攻めの農業」という話になる。どっちでロジックを描くのかでこの議論は大分違うお話になる。ひょっとしたらそこもロジックモデルが2枚要るかもしれない。これはコメントでございます。ちょっと整理をしてから評価に取り掛かれた方がいいかなというふうに思っ
ますというコメントでございます。

以上です。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

ウェブ参加の小針委員から挙手がございましたので、小針委員、御発言をお願いします。

○小針委員 ありがとうございます。

今の御発言とも共通するところなんですけれども、3の評価の観点の一番上の「スマート農

業の加速化など農業現場でのデジタル技術等の利活用の推進」という書きぶりが結局どこを示しているのかがちょっとよく分からないので、ここをきちんと整理して、何をするのかということをもうちょっと明確に。スマート農業なのかデジタル化なのか何なのかというのがここであいまいにされてしまっているので、どこをどういうふうに見ていくのか、それぞれに合わせ何を指標としてどういうふうに見ていくのかということが分かるにつなげていくのかなと思いました。きちんと見るべき分野のところなので、検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○松下大臣官房政策課長補佐 ありがとうございます。その点については、きちんと検討をさせていただきたいと思いますが、基本的にはスマート農業の推進というところ、先ほど南島先生の方からロジックモデルを二つ分けて作るというお話もございましたが、まずは農業現場でしっかりスマート農業が導入されているかどうかという観点について御評価いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○神田広報評価課長 古賀委員、お願いします。

○古賀委員 労働力の不足であるとか農業の成長産業化とかを考えると、ここに記載がありますようにデジタルトランスフォーメーションとかいうようなことの中のスマート農業はとても今後重要な観点になってこようかと思えます。

それで、評価対象政策が評価対象期間は令和2年度から令和4年度ということなんですけれども、これがちょうどコロナ真ただ中みたいなことで、その期間を受けて指標の見直し等々がどういうふうに今行われたのかということを探ねるというよりも、今後そのことを念頭に置きながらどういうふうに施策の中で消化、反映させていくのかということも一つの課題でしょうし、それで、農業だけじゃなくて全ての分野でDXだ、DXだと言われているわけですが、結構現場の農業でいうならば担い手の人たち、高齢化率の高い地域、地方ではなかなかついていけないところがあるんです。

それで、これ全体を見ていてもちょっと担い手の一人一人の顔を思い浮かべながら評価する立場からは、なかなかそこが消化できない、見えてこない部分等々があつたりはします。今までの意見もそれと似通ったところがあるわけですが、時系列的なものであるとかフローチャート化するとかというようなことで、もっと国による取組が必要不可欠だと言っても、どうしても日本は春、夏、秋、冬があつて、そして、島国で北海道から沖縄までみたいなことで、やっぱり気候風土も様々なんです。その中で担い手もそれぞれで、先ほどのように長崎だっ

たら中山間地が多い、離島もあるみたいなことで、これをやはり地域、地方の実情に沿うような形で政策を実現可能なものとして徹底させていくといたしますか、結局この本題に必要性、効率性、有効性の観点からの評価がより具体的なものにつながるように今後よろしく御検討の方をお願いいたします。

以上です。

○松下大臣官房政策課長補佐 御意見ありがとうございました。スマート農業の推進をするのに一番大きな事業の一つとしまして、スマート農業実証プロジェクトというものを令和元年から進めてございます。こちらは今全国の217か所で正にスマート農業を現場に実際導入して使っていて、それを横展開していくといった事業でございます。品目や、中山間とか大規模とかいろいろ状況も違う中、様々なショーケースを作って、それらをこれから横展開していきたいと思っておりますので、こちらも含めて皆様に御評価いただければというふうに思っております。

以上です。

○神田広報評価課長 智田委員、お願いします。

○智田委員 eMAFFでマニュアルの改訂、やり替えとか、あと調査検討のところではChatGPTをどのぐらいやっていくというふうに考えていらっしゃるのかというのをちょっとお聞きしたい。

○畠山デジタル戦略グループ課長補佐 eMAFFの担当の畠山でございます。よろしくお願いたします。

ChatGPTは今セキュリティの関係のクリアが完全には終わっていないので、使える範囲がまだ限定的となっております。そのような中であっても、例えば、おっしゃっていただいたマニュアルですとか、画面の説明文とかを、私ども役人が素直に作ってしまうと、やっぱり硬い文章になってしまうので、それを少し柔らかく煮込んでもらいたい、そういうところでChatGPTを使えるものから使っていこうと。あくまで公開する予定のマニュアルですので、さすがにこれはそんなに機密性情報扱いしなくてもよかろうと考えておまして、まずは使えるところから柔軟に使っていこうというふうなスタンスでございます。お答えになっておりますでしょうか。

○智田委員 ChatGPTが貢献できる部分というのは結構eMAFFの中ではあるんだかね。

○畠山デジタル戦略グループ課長補佐 様々なところであると思いますが、例えば実はeMA

F Fのマニュアルというのは制度を担当している農水省職員、それから、市役所等の審査をする職員、それから、農家さん、様々な方々がご覧になります。また、手続も数千手続ございますので、何だかんだ言ってマニュアルのページ数が数千ページになってしまうんですね。これを人力で校閲作業をしていますと、まさに、ここにいる係員たちが終電まで作業をする羽目になってしまうので、これはちょっと働き方改革の点でも何とかしたいなというふうに思っております。ちょうどタイミングよく使えそうだとしたことでしたので、使ってみたというところでございます。

○智田委員 ありがとうございます。

○神田広報評価課長 興野委員、お願いします。

○興野委員 ありがとうございます。

このスマート農業というのは、うちもそうなんですけれども、後継者にとってもとても浸透されているワードなんですよね。それで、若い後継者はやはりスマート農業を取り入れてこれから頑張りたいというようなことで、このスマート農業というのは農業現場においてはとても浸透しているワードです。ですから、とてもいいことだなというふうに思っております。

一つ、このeMAFFマニュアルとかChatGPTなんですけれども、これは農業委員が今度デジタル化でその画面を見たら、農業委員さんが荒廃農地やらそうでないところ、直ったところやらそういう現場で最適化推進とかがもっと活用するべきもの、それも含めているのでしょうか、これ。ちょっとその点をお聞きしたいなと思います。

○向江デジタル戦略グループ課長補佐 eMAFF地図担当の向江と申します。よろしくお願ひします。

ご質問の農業委員が荒廃農地等を見に行くという現地確認の省力化への対応はeMAFF地図でやっております。どういうことをやろうとしているかということ、ChatGPTを使うわけではなくて、タブレット端末を使って、現場に行って確認が効率的にできるアプリケーションを既に開発しています。

今まではどうだったかということ、紙の地図を持って、紙の台帳を持って、結果を野帳に書いていました。紙の地図や台帳、野帳、デジカメ等が非常に荷物になりますので、調査には車で行く必要がありました。我々が開発したアプリケーションを使うと、タブレットさえ持っていけば地図も見られますし、カメラも撮れます。また、システムに直接入力できるため、野帳を持って帰って打ち直すという作業もなくなります。笛吹農業委員会に実際に話を聞きに行き、タブレットを使った感触を伺ったところ、準備時間の3割、調査時間の7割程度が削減された

というお話を伺いました。このように、農業委員の現場確認等については、eMAFF地図を普及させることで効率化していきたいというふうに考えております。

○興野委員 ありがとうございます。

そのタブレットなんですけれども、2人に1人しかうちの方は皆さん、2人に1人ということとは、大体農地パトロールは期間が決められておりまして、タブレットは来たんですね。ですが、それが使えなくて今年は紙地図を持って、カメラを持って、私なんかはタブレットを持っていますから、これですかと。そうしたら個人のところにはやっぱり入れられないというようなことで、それは使えない。そのタブレットも今年の農地パトロールは使えていない状態でしたね。ですから、来年辺りからは使えるのかなというふうに思っております。

やはり農業委員と最適化推進委員は2人で歩きますので、その農業委員誰もが持っていればそういうことができるんですね。あるいは最適化推進委員が持っていれば農業委員さんと最適化推進委員の農地パトロールでいろんなことが分かるような状態になるんですけれども、全国的にやっぱりそれをやっているところは数少ないと思います。ありがとうございます。

○向江デジタル戦略グループ課長補佐 貴重な情報提供をありがとうございました。

○神田広報評価課長 ほかに御発言はよろしいですか。

それでは、農業のデジタルトランスフォーメーションの推進につきましては以上で議論を終了したいと思います。

説明者の入替えを行います。

(説明者入替え)

○神田広報評価課長 続きまして、資料5-2になりますけれども、イノベーション創出・技術開発の推進について、説明をお願いします。

○羽子田技術会議研究企画課長 農林水産技術会議事務局研究企画課長の羽子田でございます。

私の方からイノベーション創出・技術開発の推進に関しまして、総合評価書の作成に当たったの骨子案を御説明させていただきます。

評価対象政策といたしましては、評価対象期間の令和元年から5年において、農林水産技術会議評価専門委員会というものを置いてございまして、こちらで評価をいたしました研究制度、委託プロジェクト研究の課題、それから、国立研究開発法人審議会がございまして、こちらの方で評価をいたしました所管の国研法人の業務の実績を対象として評価を実施いたします。

政策の目的・目標でございます。2のところでございますけれども、食料・農林水産業の生

産力の向上、持続性の両立、地球温暖化対策、食料安全保障の確保、輸出の促進といった中長期的な視点で取り組むべき研究開発ですとか、生産現場が直面する現場の課題、このようなものを解決するために研究開発を総合的に推進する必要があります。このために品種開発の加速化、農林漁業者のニーズ、気候変動といった新たな課題、バイオ技術を活用したイノベーションの創出などに関する研究開発を国主導で推進しているほか、食料、農林水産業などに関する基礎研究・応用研究・実用化研究等に従事をいたします国立研究開発法人や公設試、大学、企業などが連携した研究開発を戦略的に講じていくとしてございます。

また、研究開発と成果の社会実装を効果的に行えるように、アウトリーチ活動の展開ですとか知財マネジメントなどの戦略的な研究開発を推進するための整備を実施してございます。

具体的な内容といたしましては3点ございまして、研究制度と書いてございますけれども、こちらの方はアウトリーチ活動ですとか知財マネジメントですとか実装の促進などをするものでございます。

二つ目が委託プロジェクト研究ということで、個別の研究課題につきまして国主導で実施すべき重要な研究分野について研究開発を実施してございます。

それから、三つ目でございますけれども、農林水産省所管の研究開発法人が四つございます。農研機構、国際農研、森林機構、水産機構でございますけれども、こちらの方で一定の自主性と自律性を発揮しながら、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する研究開発を実施してございます。

1 ページ進んでいただきまして、2 ページ目でございます。

評価の観点でございますけれども、研究開発には不確実性、成果発現までの長期性、予見の不可能性などの特性がございますので、こうした点を踏まえながら必要性、有効性、効率性の三つの観点を基に評価を実施いたします。

必要性といたしましては、農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズから見た重要性、科学的・技術的な意義、国が関与して推進する必要性。有効性といたしましては、目標の達成度、アウトプット目標、アウトカム目標を定めてございますので、こちらの達成の可能性、それから、実現に向けた成果の普及ですとか実用性の道筋の妥当性などを評価してございます。効率性につきましては、運営方法、推進方法の妥当性について評価をしております。

4 番目の政策効果の把握の手法でございますけれども、こちらの方は行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価専門委員会におきまして、また、国研法人に関しましては独法の評価に関する指針に基づく審議会を経まして評価を実施してございます。このため、この総

合評価におきましては、令和5年度までに実施した個別の評価結果を活用しながら、本政策分野における研究開発の必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価をするとともに、この評価対象期間に実施した取組につきまして課題の抽出を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神田広報評価課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。ウェブ参加の委員におかれましては、挙手ボタンでお知らせ願います。

南島委員、お願いします。

○南島委員 御説明ありがとうございます。これはゆっくり議論していると多分5時を超えていくことになると思いますので、手短にいきたいと思います。まずは一番大きいところで、これは多分個別の研究プロジェクトになりますので、一つのまとめりとしてプログラムとか施策とかをみなすことが困難かなというふうに思うのですけれども、取りまとめの方針としてはどういうイメージをお持ちでしょうか。「できたこと／できなかったことを整理する」というのであれば分かるころではありますけれども、あるいは「課題があったということでそれを整理する」という範囲でしたら分かるんですが、「全部通して研究開発という枠で見よう」というのはちょっと難しいかなと思っています。

○羽子田技術会議研究企画課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり研究開発という大きな枠で評価をしてしまいますと、なかなか難しい部分がございますので、それぞれの委託プロジェクト研究、国立研究開発法人の役割ですとか、そういうものを踏まえながら、それぞれ施策の目標があって、それぞれのアウトカム目標なども立てながら必要性に応じて研究開発を推進しているところがございますので、それらの達成度などが総合的に見て十分であったかですとか、そういうところについて評価をしてみたいと考えております。

○南島委員 ありがとうございます。

それを踏まえてコメントにしますけれども、まず、大学に関しては主として国立大学法人が念頭に置かれることになるかなと思いますけれども、知財マネジメントとかアウトリーチは、それはそれでそちらでやっていらっしゃるの、なかなか農水省としてのコメントは難しいかもしれないなと思っています。

言及された行政機関が行う政策の評価に関する法律はこの委員会なので、この委員会の議論

の結果も使われるということになるのかなと思います。

運営費交付金でやっていただいているものについては、最後の課題出しの部分に関係するかと思いますけれども、自主性・自律性を踏まえた研究はどういうものがあるのかということをござつとレビューされるというお話であったわけですが、運営費交付金ですので、中長期目標期間中の自律性ということになるので、切替えのタイミングは多分中長期目標期間終了時、新しい中長期目標を書くときにどういうオーダーを農水省側から出すのかということにしかないかなというふうに思いますけれども。最近ちょっと委託事業なんかが増えていたりしておりますけれども、原則はやっぱり特に自律性の観点から見る、そういう研究を踏まえるということだと運営費交付金の中の話になりますので、切替え期に中長期目標で出すという話なのかなとは思っているところで、体制の問題なんかもありますので、法人側の。マネジメントできない補助金とかの委託事業を増やしても、後でコントロールできなくなるだけですので、そういうところはほかの国研ですけれども、いろいろあるのを聞いておりますので、そういうふうなところが気になるなということでもあります。

いずれも気になるレベルでありますけれどもコメントとして申し上げておきたいと思います。

○羽子田技術会議研究企画課長 ありがとうございます。

アドバイスに従いまして、検討してまいりたいと思います。一方、今回農水の法人につきましては、中長期目標期間が4期と5期のまたがった時期になりますので、4期で一度レビューをして、大きく評価をした上で5期が始まっております。御指摘のような今回の評価で生まれた様々な課題については、また次の期に対してどのような農水省の方から注文をつけていくかというところの一つの考える軸になるのかなというふうに考えております。

一方、国立研究開発法人につきましては、運営費交付金のところが主体にはなりますけれども、最近は外部資金の活用みたいなども十分な評価の軸の一つにもなっておりますので、そういうものも併せて評価をしているところがございます。今御指摘のあった自主性、自律性の発揮の部分とそういうような法人の活動の活性化につきまして、併せて評価をしているところもがございますので、総合的にどういうふうに評価に落としていくかというのは考えてまいりたいと思います。

○南島委員 そうなんです。それで困っていらっしゃるというか、一時的なプロジェクト予算とか、その金額の水準にもよりますけれども、「吸収できる範囲」と「吸収できない範囲」がありまして、余り金額が大きいと吸収できなくて体制を大きくしないといけない。そうすると、非正規の方々をもうちょっと雇っていかないといけないというふうなことにもなってい

ますし、やり過ぎれば理化学研究所の問題のようなことも起きているわけでありますので、そのところも踏まえて総合的にちょっと見ていただければというふうに思います。

もともと独立行政法人ですので、飽くまで運営費交付金の中で処理をするということですか、あるいは中長期目標で主務官庁がコントロールするということが大前提になっている制度でありますので、例外がちょっと大きくなっているというのがすごく気になっているところがあります。

○羽子田技術会議研究企画課長 ありがとうございます。

御指摘のように、中長期目標でどのような宿題といたしますか、目標を提示したかというところも踏まえながら評価の方は進めておりますので、それも踏まえて総合評価をやってまいりたいと思います。

○神田広報評価課長 古賀委員、お願いします。

○古賀委員 時間も押し迫っているときに失礼いたします。

イノベーション創出・技術開発の推進のところで必要性、有効性、効率性ということがあるわけですが、社会経済の多様性に柔軟に対応するといいますか、原材料価格高騰等があり、そしてまた、スマート化で機械といいますか、それ以外もですが、価格がとてども上がっている環境があるわけですが、地域、地方では小規模の農家が機械の購入でやはり利益が残せない、次から次へと最新式のものも出てみたいなことでも利益が残せない、キャッシュがうまく回っていかないという話があるわけです。そういう要請の中からは例えばイメージで、動力部分があって、アタッチメントを切り替えれば何にでも使えるという機械ができるととても有り難い部分があるんです。

そこで、サイズも含めて専用機がどうしても農業機械は多くて、一台一台買っていたら大変なところがあるんです。それで、言うならば規模を拡大しないと、みどりの食料システムで点数、ポイントを取らないとポイント制度の補助事業を受けられないみたいなこと等々もあって、なかなか労働力が限られている中でそこに取り組むのは結構難しく、やはりそうしたら究極は先ほど申し上げるように動力部分があって、アタッチメントの切替えで汎用、マルチタイプで使えるという農業機械の開発というのはすごく現場の担い手にとって有り難いところがあるわけです。そこら辺の取組が現状どういう状況かということが一つ。

それと、知財マネジメントと戦略的な研究開発ということがあるわけですが、どうしても農家の方々は法律的といいますか、知的財産に行く前の段階のノウハウは非常にふんだんにお持ちであるわけですが、事が知的財産ということになれば、例えばG Iとかそういう

ったものについてもやはり現場の理解というのはなかなか薄くて、そのこと自体がなかなか付加価値につなげられないというような場面等々がございまして、やはりこういったことに詳しい方の現場への配置、充実等々につきましても、目的・目標及び具体的内容の指標を定めるに当たって、そこも御検討いただけたらより早い時期で体制が地域で、地方で、全国で、頑張っ
ていらっしゃる方々のかなうものになるのかなというふうな気がします。

以上です。

○羽子田技術会議研究企画課長 ありがとうございます。

技術開発におきましては、コストを削減するということは大きな目標の一つになってございます。御指摘のように、最近では農業機械の開発におきましても、ベースは同じで、アタッチメントを変えれば対応できるような機械の開発ですとか、そのようなものについては非常に重要な視点として取り組んでございます。そのようなものも含めながら法人の評価の方もやっておりますので、活用してまいりたいと思います。

また、知財マネジメントにつきましては、おっしゃるとおり、やはりなかなかレベルと言ったら変ですけれども、取り組んでいるところと取り組んでいないところの差がまだ激しい状況でございまして、事業の方で知財マネジメント強化のために例えば公設試ですとか、ものを開発するときからどういう戦略で開発をするかなどについて、現場への普及も踏まえた上で取り組んでいくということにしてございます。これはなかなか一足飛びにはいかない取組でございますので、少しずつ優良事例などを重ねながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○神田広報評価課長 ほかに御発言はよろしいですか。

ありがとうございます。以上で議題3、総合評価についての議論を終了したいと思います。説明者の入替えを行います。

(説明者入替え)

○神田広報評価課長 最後の議題4、その他に移らせていただきます。

2点ほど内容がございます。1点目につきましては、昨今、食料・農業・農村基本法の見直しに向けまして様々な議論が行われていること、皆様も御存じかと思えます。こうした動きにつきましては、政策評価の在り方にも今後大きく関係する部分でもございまして、この場をお借りして、5月に公表されました食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の中間取りまとめについて御説明をさせていただければと思います。

2点目につきましては、政策評価の関係ですが、本年3月、政府全体の政策評価に関する基

本方針の見直しが行われております。これまで全省画一的に実施してきた手法を少し柔軟性を持たせて、各省庁の施策の実態に合わせた評価の仕組みなどを導入するといった変更も行われておりますので、そういった概要、また、今後の検討の方向性についても併せて説明させていただきたいと思っております。

それでは、まとめて御説明をした上で質疑とさせていただきますので、お願いします。

○山本大臣官房政策課企画官 大臣官房政策課、山本と申します。

資料6-1、まずこれまでの検討状況を御説明します。3ページをお願いします。

右側でございます。昨年の9月29日、食料・農業・農村政策審議会に大臣から基本法について検証することを諮問しました。その上で基本法検証部会という専門の部会を設置し、それ以降、月に2回のペースで部会を開催し、本年の5月29日、一番下ですが、第16回で中間取りまとめをいたしました。今日はその説明を後でさせていただきます。

今後の進め方ですけれども、右下です。今後、全国11か所で地方意見交換会を実施し、速やかに最終答申を取りまとめるということで、今正に現在進行中で、地方で公聴会を実施しております。その後につきましては、今政府全体としましては、来年の通常国会に改正案を出すということで進めております。

それでは、すみません、1ページに戻っていただきまして、その中間取りまとめの概要でございます。

今の食料・農業・農村基本法は1999年制定でございます。約20年たっておりますので、まず情勢の変化はどういうものがあつたかということも議論してまいりました。それが左側、情勢の変化、水色の枠のところでございます。

大きく6点、国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化ということで、もう御承知のとおりかと思いますが、世界人口の増加や異常気象による穀物価格の高騰などが顕著になっている。

二つ目、国際的な議論の進展ということで、一つ目がFAOの方で食料安全保障の定義というものがされ始めて、ポイントとしましては、全ての人がいかなるときも安全かつ栄養のある食料を物理的にも社会的にも経済的にも入手できるということになっております。日本においても後ほど説明しますが、こういう定義に合わせていこうということになります。もう一つはSDGsの流れがあると。

三つ目ですが、経済的地位の我が国の低下ということで、1999年がバブル真っ盛りで、何でも食料なら輸入できるという時代から今は変わっているということ。あと、小さい三つ目のポ

ツですが、経済的理由による食品アクセスの問題ということで、日本国内でも一人一人行き渡らない人が経済的理由で出てきている。それを受けて、最近フードバンクやこども食堂みたいな動きも出てきております。

一番下の小さいポツ、価格形成機能の問題ということで、これはデフレ下の中でやっぱり食品なんかは安いままが常態化していて、食品の値段が上がるとちょっとしたアレルギーみたいなものがあるみたいな、そういう意識が醸成化されてしまった。

大きい四つ目です。人口減少とそれに伴う国内市場の縮小です。これは二つ目のポツです。食料を届ける力の減退ということで、トラックドライバー不足や中山間地域などを含めてスーパー等が撤退して、物流的にアクセスできない人。先ほどは経済的にアクセスできない人がありましたけれども、そういう問題が出てきた。一方で、国際的な海外の市場は大きいので、国内の農業、食品産業を強化・維持していくためには、市場を外にも向ける必要があるだろうということ。

五つ目が農業の話で、農業者ももちろん減ってきてしまっています。大きく半減していると。高齢化も進んでいる。それを受けて法人化を中心とした大規模な経営者が多くなってきている。一方でいいことといえば、小さい三つ目のスマート農業、2000年以降はITの技術が進んでいますので、スマート農業やDXなんかが進んでいると。

六つ目は農村全体の話で、集落機能というものが維持できない集落が増えてきている。

右上へいきまして、課題としましては、こういう情勢の変化を受けて今後を見据えた場合の課題、輸入リスクがやっぱり出てくるだろう。国内市場向けの投資は減少する。これはちょっと全部否定的なことを書いていますが、食品市場、環境や人権に配慮しない食品は市場から排除されるだろう。あと、農業や農村については人が減る中で食料生産を賄う必要。農業のインフラ関係の管理もしていけないと難しくなってくるだろう。

それを受けて緑の右下です。どういう方向性で行くかという基本理念ですが、ポイントとしましては、今の現行法から変わり得るところとしたら、国民一人一人に食料安全保障を確立する。先ほど申しあげました食品アクセスの問題なんかがあるので、一人一人ということがキーポイントとなっています。

二つ目です。環境等に配慮したということで、これまで現行法でも環境配慮というのはもちろんございましたが、よりSDGsの流れで特に農業、マイナスの環境負荷があると。牛のげっぷとかメタンを出すとか、そういうところがより国際的に大きくなってきたので、それをより配慮した産業に転換する。あと、3は農業、4は農村の関係で、方針としては大きく変わり

ませんが、やっぱり人口減少というものを大きく意識したものに変わっていかねばいけないだろうということにしています。

2ページ目につきましては、それぞれ食料・農業・農村や環境に関する基本的な施策で細かいところになりますので、本日は割愛させていただきます。

以上でございます。

○田中広報評価課調査官 広報評価課の田中と申します。

私からは資料6-2を使いまして、政策評価の見直しの方向性について御説明をいたします。

1ページ目を御覧ください。

最初に、政府全体としての動きから御説明をしたいと思います。政策評価の制度につきましては、2001年の制度が創設されてから20年を迎えることですか、あと、新型コロナによりまして様々な行政の課題が見えてきたことを踏まえまして、2020年から総務省の政策評価審議会というところで議論が行われておりまして、昨年12月に答申が行われております。この答申を踏まえまして、その下になりますけれども、政策評価に関する基本方針という閣議決定文書ですとか、あと、それに基づくガイドラインがこの3月に改正されております。この方針の変更につきまして、詳細は3ページ目に付けております総務省の資料がございますけれども、それに書いてあるとおりですけれども、そのポイントをこの1ページ目の一番下の方に簡単に書いて、抜き出してあります。

1点目ですけれども、政策効果の把握・分析機能の強化に向けた画一的・統一的な制度運用の転換ということでございます。これは目標管理型の実績評価という、先ほどこの会議の前半部分でやっていた評価の方法ですけれども、これが各省庁で統一的な運用が図られてきておりました。その結果、多くの省庁でこの一律のやり方を採用しているということですが、これでは個々の政策の特性による違いを考慮に入れた効果検証というのを行うことが難しいという指摘が出ていると。そういうことから、この政策の見直しとか改善に役に立つ情報を得られるような効果検証というのを個々の政策の特性に応じて柔軟に行えるようにするというのが一つ目のポイントかというふうに理解しております。

2点目ですけれども、意思決定過程での活用の推進に向けた評価関連情報の政策評価書への代替又は活用というふうに書いてあります。これは、これまでの政策評価制度というのが評価作業を体系的・網羅的に実施するというのを求めてきました結果、政策立案のプロセスから評価というものが遊離をしてしまいまして、政策の改善ですとか見直しにつながらない評価が行われているということがあります、という指摘に対応するものというふうに理解してござい

す。

こういう指摘に対しまして、一方で各省庁の現場では、この政策評価制度の外側で、企画立案段階で現状ですとか課題に対する分析を行って、それに基づく議論が行われて政策が形成されるというような実態があるということです。当省の場合、先ほどの御説明がありましたような、今、正に行っております食料・農業・農村基本法の検証作業というのがそれに当たるわけですけれども、こういった分析とか検討というそれこそが本来あるべき評価なのではないかということが審議会答申の中にも記載されておまして、そういう検討結果、成果を有効活用しまして、政策の見直し、改善に反映していくということが重要ですよというふうに書いているということです。

そういう考え方の政策評価制度の見直しというのがありまして、これに対して農水省としてどうしようというところが次のところにありますけれども、まず現行の政策評価、当省の政策評価につきましても、令和6年度までを計画期間として行っているというものであります。この計画期間中は現行の手法を基本としながらも、政府統一の評価書の様式がある意味なくなるというようなこととなりますので、例えば実質的に活用されていない部分ですとか、行政事業レビューシートと重複感のある箇所を省略するというようなことによりまして、効率的な運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、来年度は農政分野の実績評価をやりますけれども、そのほかに総合的な食料安全保障の確立という政策分野で総合評価形式での評価を行うということにしております。

一番下、令和7年度以降に向けましてですけれども、これは農政分野になりますけれども、食料・農業・農村基本計画の計画期間が始まることとなりますので、その状況にも留意しながら、新たな政策評価体系ですとか指標の検討というのを行っていくということを考えております。その際、他省庁で新しい制度によりまして政策評価の見直しをやっていくということですので、そういった様子を横で見ながら、農林水産省の政策に適したよりよい制度運用の在り方について、今後検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○神田広報評価課長 それでは、ただいまの説明に対して特段の御発言があれば承りますけれども。南島先生、お願いします。

○南島委員 お急ぎのところ恐縮です。

特段の御発言ということでございますが、特段の発言で申し上げたいと思いますけれども、総務省のこの政策評価制度の見直しについてですけれども、農水省さんの方で見直していただ

きたいなというふうに思っているところがあります。それは何かといいますと、指標に関係する部分です。指標が現在アウトカム指標で作られています。これはこれで、なるべくアウトカムで数値目標を設定してこようということを取り組まれてきたのはよかったと一方では思っております。

他方で、今日もちょっと話題になりましたけれども、指標の中でやや見直した方がいいのかなというところもあります。結構無理をしてアウトカム指標を作っていた部分もあったように思いますし、むしろ意思決定との接続ということと言いますと、アウトカムではなくてアウトプットですとか、もっとプロセスに即した指標を持った方がいいものもあるように思っております。そういうところはどういうふうなルールを敷くのかということところは難しいところでもありますけれども、もっとプロセス重視のところを強調するというのが政策評価制度の見直しの観点にも即するところかなというふうにも思っているところです。

その中でプロセスといいますと、ではアウトカムをやめるのかということにもなるかと思いますが、一つの方法としては農水省さんの方は行政事業レビューが非常に有意義な取組になっているかなというふうに思いますけれども、これは役所によって違うわけです。行政事業レビューじゃなくて政策評価の方がいいなというところもありますし、他方で行政事業レビューの取組が非常に有意義だということもあって、役所の事業特性によるかなと思いますけれども、事業レビューが結構使えるということでしたら、そことの統合ということは十分考えられる話ですので、そういう意味でそこも含めてのプロセスへの転換ということは言えるのかなというふうに思っております。

最後ですけれども、基本法の見直し、正に評価そのものではないかという御指摘がございましたけれども、もちろん見直しの方で政策評価で議論すべきことがあったら是非そこは御指導いただければというふうに思っておりますので、政策課さんの方も御検討いただければと思っています。

ありがとうございます。以上です。

○神田広報評価課長 古賀委員、どうぞお願いします。

○古賀委員 時間も迫っている中で大変申し訳ありません。食料・農業・農村基本法の中間の取りまとめですか、これでちょっと私もまだ読み込んでおりませんので、見落としている箇所かもしれませんけれども、例えば食料の面で、食料の安定供給の確保ということであれば、工業生産物的な考え方がこの中でちょっと読めない、見えないといいますか、どんなことかといったら、例えば豊作貧乏とか競りの原理で価格が決まるということで、どうしても農業者の

方は原価は同一でも売りは不安定な環境があるんです。結局どういうことかといったら、保管庫の設置みたいなことなんです、拠点に。

物流の2024年問題でトラックドライバーの時間外労働の上限規制等々のこともあり、地産地消とかでたくさんできたときはそれを何らかの形でどこかに保管して、平均的に出荷して工業生産みたいにこれだけ原価が掛かったからこれ以上では売れるんだと。だから、結局でき過ぎたら捨てるみたいな話があるじゃないですか。それでは安定的な経営の根幹に関わる部分で、例えばそういう保管庫といいますか、かなり難しいところではあるんでしょうけれども、保管コストが限りなく安くて、系統外の方でも使えるような、だから、農協の人しか使えないんだということじゃなくて、誰でも使えるような、そういう拠点における保管庫の設置みたいなことが例えば方策的にうたい込めないのかなというふうには以前から思っているところがあるんです。

それで、本当は読み込んでいけばその中に要素として含まれている部分があるのかもしれないけれども、私はちょっと表面だけ斜め読みさせていただいて、それを感じました。今後よろしく御検討ください。

以上です。

○松尾政策立案総括審議官 まず、南島委員の御指摘は正にこれから我々が検討していく中で、行政レビューと一体的にやっていくというのも当然とてもいいことだと思っておりまして、幾つか御指摘を伺いながら、御意見、御指導を頂きながら検討していきたいと思っております。

それから、古賀委員のお話も多分お米なんかはそういう感じなんですよね。貯蔵性が高いので、保管をもって工業的に。他方、やっぱり野菜みたいにすぐに悪くなるもの、あれはやっぱり競り的なものが合うといろいろございますけれども、重要な御指摘だと思いますので、具体的な施策も含めてこれからよく検討していきたいと思っております。

本当に今日は長い時間大変申し訳ございませんでした。けれども、ある意味私は初めてだったんですけれども、とてもいろんな御意見を頂いて、本当に私どもも正に御指導いただきながらしっかりとやっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

○神田広報評価課長 最後に今後のスケジュールの御説明をさせていただきます。

本日の議事録でございますけれども、8月中旬以降に委員の皆様方に確認の依頼を行わせていただきたいと考えております。確認が取れた後に公表することとしております。また、政策評価書、令和5年度の事前分析表でございますけれども、まだ若干集計中のものがございましたけれども、そういったものも記入、修正した上で8月末に公表を行いたいと考えております。

また、総合評価につきましては、今回骨子で御議論いただきました。本日の御意見も踏まえまして、年内に評価書案を作成しまして、年明け1月をめどに委員の皆様にご説明をした上で公表したいと考えております。

また、委員の皆様により当省の施策を御理解いただき、また、当委員会の議論に御活用いただけますように、今秋現地調査を計画したいと考えております。詳細につきましては、9月頃御案内を差し上げたいと考えているところでございます。

以上でございます。

本日は私の拙い進行で大変御迷惑をお掛けしました。重ねてお詫びを申し上げます。

以上、全て議事が終わりましたので、これをもちまして令和5年度の農林水産省政策評価第三者委員会を終了させていただきます。本日は本当に長時間、どうもありがとうございました。

午後 5時14分 閉会